（2025 年 4 月 1 日現在）

Smart Data Platform サービス利用規約　共通編

第 1 章　総則

（本規約の目的）

第 1 条　当社は、この Smart Data Platform サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより第 5 条に規定する Smart Data Platform サービス（当社が本規約以外の利用規約等及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下、「SDPF サービス」といいます。）を提供します。

本規約は共通編及び別冊から成り立ちます。本規約には、共通編及び別冊において、補足、別記、料金表及び別紙がある場合には、それらも含みます。なお、本規約の共通編及び別冊の条件に齟齬が生じる場合は、別冊の条件が優先して適用されるものとします。

2　SDPF サービスに係る契約者（以下、「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

（本規約の範囲）

第 2 条　本規約は契約者と当社との間の SDPF サービスに関する一切の関係に適用します。

2　当社が SDPF サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する SDPF サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

（本規約の変更）

第 3 条　当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2　本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、SDPF サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更に特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

（本規約の公表）

第 4 条　当社は、当社の Web サイト（https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html）その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

（用語の定義）

第 5 条　本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3　SDPF	データ利活用に関するビジネスを支援するプラットフォーム。
4　SDPF サービス	次の各別冊に定める SDPF を構成する電気通信役務等その他の機能等の総称 (1)　別冊（データ利活用） (2)　別冊（クラウド/サーバー） (3)　別冊（ネットワーク） (4)　別冊（IoT） (5)　別冊（モニタリング/監査） (6)　別冊（サポート）
5　提携事業者	(1)　SDPF サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者 (2)　SDPF サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下、「再委託先」といいます。） (3)　別冊において提携事業者に該当するものとして定める事業者
5 の 2　ワークスペース	SDPF サービスにおいて利用する各種リソースを管理するための論理的な単位であって、1 つ以上のテナントをまとめるものとして作成されるもの
5 の 3　ワークスペース移行	当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところに従ってワークスペースの帰属を変更すること
6　テナント	SDPF サービスにおいて利用する各種リソースを管理するための論理的な単位であって、

	ワークスペース内に作成されるもの
6 の 2　電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
7　端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
8　自営端末設備	SDPF サービスを利用するために契約者が設置する端末設備
8 の 2　自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。）第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下、同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
9　消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
10　料金月	1 の暦月の起算日（当社が SDPF サービスに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
11　お客様契約番号	SDPF サービスに係る契約を識別する番号であって、ご利用内容のご案内に記載される番号

（メニュー等）

第 6 条　SDPF サービスには、別冊又は当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるカテゴリー、サブカテゴリー、メニュー又はプラン等（以下、「メニュー等」といいます）があります。

第 2 章　契約

（利用申込）

第 7 条　SDPF サービスの利用（SDPF サービスの契約内容の変更に係るものを含みます。）を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込むものとします。ただし、別冊又は当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に別段の定めのある場合は、その定めるところによります。

2　前項の契約内容の変更には、契約者が、別冊等に定めるメニュー等について、その利用開始を請求すること、及び、その解約を請求することを含みます。

3　前項に際して、申込者確認のための資料を提出していただくことがあります。

4　当社は、SDPF サービスの利用申込単位ごとに、SDPF サービスに係るお客様契約番号を付与します。

（SDPF サービスの契約申込の承諾）

第 8 条　当社は、SDPF サービスの利用に係る契約の申込み（変更申込を含みます。以下、本条において同じとします。）があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。SDPF サービスに係る契約は、当社が承諾の通知を発信したとき又は当社のポータル（当社が、当社のカスタマポータル規約に基づき提供するサービスをいいます。以下同じとします。）でその申込みを反映したときに成立するものとします。

2　当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、SDPF サービスに係る契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)　SDPF サービスを提供することが技術上著しく困難なとき又は保守することが著しく困難である等、SDPF サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるとき。

(2)　SDPF サービスに係る契約の申込みをした者が、SDPF サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3)　SDPF サービスに係る契約の申込みをした者が SDPF サービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は SDPF サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4)　SDPF サービスに係る契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を申し出たとき。

(5)　SDPF サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき。

(6)　前 5 号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。

(7)　その他 SDPF サービスの提供に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

3　当社は、SDPF サービスに係る契約が成立した後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社が生じた費用を負担するものとします。

第 9 条　削除

（最低利用期間）

第 10 条　別冊等に定めるメニュー等の最低利用期間は、別冊に定めるところによります。

（契約者の地位の承継）

第 11 条　相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその SDPF サービスに係る利用権（契約者が SDPF サービスに係る契約に基づいて SDPF サービスの提供を受ける権利をいいます。以下、同じとします。）の全部を承継した法人は、当社の指定する方法により当社に届け出ていただきます。

2　前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3　当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

（氏名等の変更の届出）

第 12 条　契約者は、その氏名若しくは商号、住所若しくは所在地又はその他契約者に係る事項について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2　前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3　第 1 項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

（契約に基づく権利の譲渡）

第 13 条　SDPF サービスに係る利用権の譲渡は、本規約又は当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に特段の定めがある場合を除き、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2　SDPF サービスに係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3　当社は、前項の規定により SDPF サービスに係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1)　SDPF サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、別冊等に定めるメニュー等の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2)　SDPF サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、SDPF サービスの利用に係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(3)　SDPF サービスに係る利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(4)　SDPF サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、第 15 条（当社が行う SDPF サービスの利用に係る契約の解除）第1項の規定のいずれかに該当するとき。

(5)　前 4 号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。

(6)　その他、SDPF サービスの提供に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4　前項までに定めるほか、契約者が自己と異なる名義の契約者と合意してワークスペース移行を行う場合は、そのワークスペースの部分について、SDPF サービスに係る利用権を譲渡することとなります。

5　SDPF サービスに係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡人の有していた譲渡対象に係る一切の権利及び義務を承継します。

6　SDPF サービスに係る利用権の譲渡に伴い生ずる紛争については、譲渡人及び譲受人の責任においてこれを解決するものとします。

（契約者が行う SDPF サービスの利用に係る契約の解除）

第 14 条　契約者は、SDPF サービスに係る契約の一部又は全部を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社の指定する方法により当社に通知していただきます。

（当社が行う SDPF サービスの利用に係る契約の解除）

第 15 条　契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPF サービスに係る契約の一部又は全部を解除することがあります。

(1)　第 17 条（利用停止）の規定により別冊等に定めるメニュー等の一部又は全部の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2)　当社が別に定める期日を経過してもなお、別冊等に定めるメニュー等の料金の支払いがないとき。

(3)　当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4)　法令等（外国法等を含みます。以下、同じとします。）に基づく強制的な処分により SDPF サービスを提供することが著しく困難となったとき。

(5)　その他、本規約に違反したとき。

2　当社は、契約者が第 17 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の SDPF サービスに係る業務

の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第 1 号の規定にかかわらず、SDPF サービスの利用停止をしないでその SDPF サービスに係る契約を解除することがあります。

3 当社は、第 16 条（利用中止）の規定により SDPF サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、SDPF サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、SDPF サービスに係る契約の一部又は全部を解除をすることがあります。

4 当社は、前 3 項の規定により、SDPF サービスに係る契約の一部又は全部を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第 3 章 利用中止等

（利用中止）

第 16 条 当社は、次の場合には、SDPF サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
(2) 当社が計画的又は緊急のメンテナンスを行うとき。
(3) 天災、事変、パンデミック、エピデミック、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
(4) SDPF サービスが正常に動作せず、SDPF サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
(5) 法令等に基づく強制的な処分により SDPF サービスを提供することが著しく困難となったとき。
(6) 第 18 条（利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
(7) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、SDPF サービスの一部又は全部の提供が困難となったとき。
(8) 前 7 号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。

2 当社は、前項の規定により SDPF サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）

第 17 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPF サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、別冊等に定めるメニュー等の支払期日を経過してもなお支払わないとき。
(2) 第 11 条（契約の地位の承継）又は 第 32 条（契約者の義務）の規定に違反したとき。
(3) 前 2 号のほか、本規約に反する行為であって、別冊等に定めるメニュー等に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
(4) 前 3 号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。

2 当社は、前項の規定により SDPF サービスの一部又は全部の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用の制限）

第 18 条 当社は、天災、事変、パンデミック、エピデミック、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、SDPF サービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、SDPF サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、SDPF サービスの一部又は全部の利用を中止する措置をとることがあります。

第 4 章 料金等

（料金）

第 19 条 別冊等に定めるメニュー等の料金等は、別冊に定める料金表又は当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載する料金表（以下、「Web 料金表」といいます。）に定めるところによります。

2 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により別冊等に定めるメニュー等の料金等が不相当となった場合、当社は、原則としてその料金等の変更を実施できるものとします。また、別冊等に定めるメニュー等の料金等を値上げする場合は、30 日前までに契約者に通知するものとします。

（料金の支払義務）

第 20 条 契約者は、別冊等に定めるメニュー等の提供により、別冊又は Web 料金表に定める料金の支払いを要することとしま

す。
2 利用停止又は利用中止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

（その他の料金等の支払義務）
第 20 条の 2 第 20 条（料金の支払義務）に定めるほか、契約者は、次に掲げる料金等の支払いを要することとします。
(1) 共通編料金表第 2 表（手続きに関する料金）に定める手続きに関する料金。
(2) 別冊に定める料金表又は Web 料金表に規定する料金又は工事に関する費用等（それらの規定がある場合に限ります。）。

（料金の計算方法等）
第 21 条 利用料金、手続きに関する料金、工事に関する費用等などの料金の計算方法並びに支払方法は、料金表、別冊又は当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところによります。

（割増金）
第 22 条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）
第 23 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。
（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第 5 章 データの取扱

（データの取扱）
第 24 条 当社は、当社の電気通信設備に保存された契約者のデータ（以下、「契約者データ」といいます。）及び SDPF サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、責任を負わないものとします。
2 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。
3 当社は、その原因の如何を問わず、消去された契約者データ及び生成等データは修復しません。

（データの利用）
第 25 条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は SDPF サービスの提供の維持運営のため、契約者データ及び生成等データを確認、複写又は複製することがあります。
2 当社は、前項の用途以外で契約者データ及び生成等データを利用しないものとします。
3 契約者は、契約者データ及び生成等データを、自らの責任でバックアップとして保存するものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法及びその結果について責任も負わないものとします。
4 契約者は、SDPF サービスに係る契約が終了等するとき（契約者が別冊等に定めるメニュー等を廃止するときを含みます。）には、前項に規定するデータ等を、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
5 SDPF サービスを利用して契約者が提供又は伝送するデータ等（コンテンツを含みます。）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

（データの消去）
第 26 条 当社は、契約者データが当社の定める所定の基準を超えたとき又は第 17 条（利用停止）1項のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを消去又はデータの転送を停止することがあります。
2 当社は、SDPF サービスに係る契約の解除等（SDPF サービスの全部又は一部の廃止を含みます。）があったときは、契約者データ及び生成等データを消去します。
3 前2項の場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、責任も負わないものとします。

第 6 章 損害賠償等

（責任の制限）
第 27 条　当社は、別冊に定める各メニュー（メニューが階層を構成する場合は最上位のメニューに限ります。以下、本条において「対象メニュー」といいます。）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、対象メニューが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害に対して責任を負うものとします。
2　前項の場合において、当社は対象メニューが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額固定となる料金、月額上限料金又はそれらに相当する利用料金（月額上限料金に相当する利用料金には月間の利用量が一定数を超えた場合に当月の利用料金が定額となる料金を含みます。）のうち、対象メニューが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限り、その合計額を上限として、その責任を負うものとします。
3　前 2 項の規定にかかわらず、別冊に損害賠償の取扱いについて別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
4　当社の故意又は重大な過失により対象メニューを提供しなかったときは、前 3 項の規定は適用しないものとします。

第 7 章　サービスレベル合意書

（サービスレベル合意書の適用）
第 28 条　当社は、別冊等に定めるメニュー等のサービス品質に関する指標（以下、「サービスレベル」といいます。）について、そのサービスレベル、対象及び適用条件等は別冊ごとの「サービスレベル合意書」に定めるとおりとします。

第 8 章　雑則

（免責）
第 29 条　当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、SDPF サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に当該の損害を負担させないものとします。
2　当社は、SDPF サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、SDPF サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。
3　当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
4　本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

（SDPF サービスの廃止等）
第 30 条　当社は、SDPF サービスの全部の提供を廃止することがあります。この場合、当社は、180 日の予告期間をおいて契約者にその旨を通知するものとします。
　なお、2021 年 5 月 25 日以前からの契約者については、当社が 2021 年 5 月 25 日の時点で有効ないずれかの別冊に定める各サービス（本規約附則別表1「メニュー等の移行」「2021 年 5 月 25 日以前」参照）の全部に相当するメニューを廃止する場合、当社は同様の予告期間にて通知するものとします。
2　当社は、当社の判断により、別冊等に定めるメニュー等の内容の追加、変更を行うことがあります。なお、サービス内容の追加・変更について契約者に著しい不利益を及ぼさないと当社が判断した場合、当社の Web サイトに掲載することでサービス仕様書等を、予告期間をおかずに変更できるものとします。
3　当社は、別冊等に定めるメニュー等の一部機能の提供を廃止するときで、あらかじめ契約者に対してその廃止する機能の代替となる手段又は同等の機能を提示できない場合、30 日以上の予告期間をもって、変更後の一部機能の内容を、通知するものとします。ただし、別冊又は当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に別段の定めがある場合はこの限りでありません。
4　本条の規定による SDPF サービスの一部又は全部の廃止があったときは、SDPF サービスの利用の一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
5　本条の規定による SDPF サービスの一部又は全部の廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。

（法令に規定する事項）
第 31 条　SDPF サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（契約者の義務）
第 32 条　契約者は、次のことを守っていただきます。
(1) 当社又は第三者の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為をしないこと。
(2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為をしないこと。
(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為をしないこと。
(4) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為をしないこと。
(5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為をしないこと。
(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為をしないこと。
(7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為をしないこと。
(8) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為をしないこと。
(9) 他人が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為をしないこと。
(10) SDPF サービスの利用によりアクセス可能な当社又は第三者のデータを改ざん、消去する行為をしないこと。
(11) 第三者になりすまして SDPF サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）をしないこと。
(12) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為をしないこと。
(13) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
(14) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
(15) 当社又は他人の電気通信設備の利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
(16) ふくそうを発生させることにより SDPF サービスを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある様態において通信を行う行為をしないこと。
(17) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
(18) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報を Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為をしないこと。
(19) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと。
(20) あらかじめ当社の承諾なく、SDPF サービスを不特定の第三者に利用させる行為をしないこと（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。）第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通信役務として当社から提供を受ける場合を除きます。）。
(21) その他、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
(22) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為をしないこと。
(23) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為をしないこと。
(24) 前各号に規定するほか、別冊に契約者の義務事項として定める行為に反する行為又は別冊に禁止事項として定める行為をしないこと。
2 契約者は、前項の規定に違反して SDPF サービスの利用に係る当社の電気通信設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
4 契約者は、SDPF サービスに係るID及びパスワード（以下、「ID等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が SDPF サービスを利用したものとみなします。
5 契約者が前項の規定に違反して SDPF サービスに係る当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでありません。
7 契約者は、日本国の輸出関連法規を遵守するものとします。
8 契約者は、SDPF サービス又は SDPF サービスに係るソフトウェアを、直接的であれ間接的であれ輸出もしくは持ち出す場合又は非居住者に提供する場合は、経済産業省の許可を取得する等、必要な手続きをとらなくてはなりません。
9 契約者は、契約者が日本国により輸出又は技術の提供を禁止されている者ではないこと又は日本国の輸出関連法規に定める外国ユーザリストに掲載されている者ではないことを保証しなければなりません。
10 契約者は、SDPF サービス又は SDPF サービスに係るソフトウェアを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器もしくは、通常兵器等の開発、製造又は使用のために使用してはなりません。
11 契約者は、SDPF サービスを契約名義人以外の第三者が利用する場合、又は SDPF サービスの利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、当該 SDPF サービスの部分について、次の事項に同意するものとします。
(1) 当該第三者による SDPF サービスに係る申込みその他の意思表示（本規約又は当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）において当該第三者に当該意思表示に係る行為が認められているもの）又は当該第三者による SDPF サービスの利

用について、契約者が行ったものとして当社が取り扱うこととします。
この場合、当該第三者によるそれらの行為については、契約者が責任を負うものとします。
(2) 本規約上の契約者の義務を当該第三者にも順守させるものとします。
この場合、当該第三者による義務違反については、契約者が責任を負うものとします。
12 前項の規定は、契約者又は第三者による SDPF サービスの利用に関係してハードウェア又はソフトウェアが自動的・自律的に行う通信についても、同様とします。
13 当社は、本規約上の契約者の義務違反があったと判断した場合は、契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。

(契約者の協力義務)
第 33 条 当社は以下の場合、契約者に対し、SDPF サービスに係る契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
(1) 契約者による SDPF サービスに係る契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
(2) 故障予防又は回復のため必要な場合
(3) 技術上必要な場合
(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
2 契約者は、SDPF サービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、SDPF サービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。
3 契約者は、自己の責任と費用において、SDPF サービスの利用に必要な機器、ソフトウェア、ネットワーク環境、試験その他の準備を行うものとします。

(当社への問い合わせ)
第 33 条の 2 契約者は、当社が定める方法に従い、SDPF サービスに関する問い合わせを行うことができます。
2 当社は、前項に基づく契約者からの問い合わせに対して誠実に対応します。ただし、当社は、その対応により問い合わせの原因が解決することを保証するものではありません。
3 契約者は、SDPF サービスの故障に関する問い合わせにあたっては、自己が管理する自営端末設備若しくは自営電気通信設備その他の機器、ソフトウェア又はネットワーク環境等に故障がないことを事前に確認するものとします。
4 契約者は、前項の問い合わせに関連して、自己が管理する自営端末設備若しくは自営電気通信設備その他の機器、ソフトウェア又はネットワーク環境等の故障であることが分かった場合には、当社の対応に要した費用(消費税相当額を加算した額とします。)を負担するものとします。
5 本条に基づき契約者が当社に対して行った問い合わせ内容及び当該問い合わせに対する当社からの回答内容については、当社は、当社が提供するサービスの品質向上のために、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)等において公表する場合があります。
6 契約者は、当社に対し、SDPF サービスに関してコメント(以下、「フィードバック」といいます。)を提供できます。契約者は、SDPF サービスに係る契約に基づき、かかるフィードバックのすべての権利、権原及び所有権(あらゆる知的財産権を含みます。)を当社に付与するものとし、当社は、契約者に対する義務を負わずに、商業的、非商業的を問わずあらゆる目的のために、フィードバックを使用できるものとします。

(契約者に対する通知)
第 34 条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。
(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
(2) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
(3) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する当該通知が完了したものとみなします。
2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合であっても、契約者は、当社が前項各号の手続をもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとします。

(当社の知的所有権)
第 35 条 SDPF サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本規約、SDPF サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下、本条において同じとします。)に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。)及び著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいいます。)並びにそれに含

まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。
2 契約者は前項のほか、次のとおりプログラム等を取り扱うものとします。
(1) SDPF サービスの利用目的以外に使用しないこと。
(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
(5) 当社が指定する使用範囲を超えて使用しないこと。
3 契約者が前項の規定に違反したことにより、SDPF サービスに係るソフトウェア等を提供する第三者が、当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、当社は、SDPF サービスの利用を停止することがあります。また、契約者は、当社が当該第三者に支払った違約金、その他の損害等について、契約者がこれを負担することに同意するものとします。
4 第 2 項の規定にかかわらず、契約者は、第 45 条(SDPF サービスの再販)の規定により SDPF サービスを再販するために必要な範囲に限り、自己の責任と費用負担において、サービス説明書その他再販に必要なものとして当社が定める文書等(以下、「説明書等」といいます。)を複製又は編集し、当該再販先に配布できるものとします。当該説明書等の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとし、契約者は著作者人格権を行使しないものとします。
5 本条の規定は、SDPF サービスに係る契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)
第 36 条 当社は、SDPF サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報(以下、本条において「契約者個人情報」といいます。)の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html)及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。
2 当社は、当社が保有している個人情報について契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。
3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社の Web サイト(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html)に定める手数料の支払いを要します。
4 欧州経済地域の個人情報を含む契約者データ(以下、「EEA 個人データ」といいます。)の処理又は再処理を当社が行う場合、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載する EEA 一般データ保護規則条件が適用されるものとします。
5 SDPF サービスの利用による EEA 個人データの欧州経済地域から日本への移転は、GDPR 第 45 条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。
6 グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国(以下、「UK」といいます。)の個人情報を含む契約者データ(以下、「UK 個人データ」といいます。)の処理又は再処理を当社が行う場合、当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載する UK 一般データ保護規則条件が適用されるものとします。
7 SDPF サービスの利用による UK 個人データの UK から日本への移転は、UK GDPR 第 45 条に基づく十分性認定に依拠して行うものとします。

(通信ログの取扱い)
第 37 条 当社は、SDPF サービスの利用に係る通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続及びネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があり、契約者はこれに同意するものとします。

(第三者への委託)
第 38 条 契約者は、当社が SDPF サービスを提供するにあたり、SDPF サービスの提供の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。
2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、本規約に定める範囲で責任を負うものとします。

(承諾の限界)
第 39 条 当社は、第 7 条(利用申込)及び第 8 条(契約申込の承諾)に定めるほか、契約者から SDPF サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

(不可抗力)
第 40 条 当社は、天災、事変、パンデミック、エピデミック、その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(管轄裁判所)
第 41 条 契約者と当社との間で SDPF サービスの提供又は利用に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属

的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）
第 42 条　本規約に関する準拠法は日本法とします。

（ポータル契約の締結）
第 43 条　当社は、SDPF サービスに係る契約の申込みがあった場合又は SDPF サービスに係る利用権の譲渡（その利用権の全部を譲渡するものに限ります。以下この条において同じとします。）の承認の請求があった場合は、申込者等（SDPF サービスに係る契約の申込みをした者又は SDPF サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求した者（譲受人となる者に限ります。）をいいます。以下、この条において同じとします。）から、当社が定めるカスタマポータル規約に規定するポータル契約の申込みがあったものとみなします。
2　SDPF サービスに係る契約の申込みの承諾を受けた者又は SDPF サービスに係る利用権を譲り受けることの承認を受けた者は、前項の規定と当社が定めるカスタマポータル規約の規定とに基づいて、当社とポータル契約を締結したこととなります。この場合、契約者と当社との間で成立するポータル契約は、その契約者に係る SDPF サービスに係る契約が複数となる場合であっても、1契約とします。
3　当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、前 2 項の規定を適用しません。
(1)　当社が SDPF サービスに係る契約の申込みを承諾する時点又は当社が SDPF サービスに係る利用権の譲渡を承認する時点において、申込者等と当社との間で、当社が定めるカスタマポータル規約に基づくポータル契約又は当社が定める Customer Portal Terms and Conditions に基づく Portal Agreement を既に締結しているとき。
(2)　申込者等から、前 2 項の規定を適用しないでほしい旨の意思表示があったとき。

（分離可能性）
第 44 条　本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

（SDPF サービスの再販）
第 45 条　当社は、契約者が SDPF サービスを再販（契約者が、SDPF サービスの一部又は全部を利用して契約者のサービスの一部又は全部として第三者に提供することをいいます。）する場合の提供条件等を当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるものとし、契約者はその内容を遵守するものとします。

（反社会的勢力等の排除）
第 46 条　契約者及び当社は、現在又は将来にわたって、自己又はその役員について、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（以下、「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
(1)　反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2)　反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(3)　自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
(4)　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、反社会的勢力等の維持運営に協力・関与すると認められる関係を有すること
(5)　その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2　契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明しこれを保証します。
(1)　暴力的な要求行為
(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4)　風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
(5)　その他前各号に準ずる行為

補足　削除

料金表

通則

（料金の計算方法等）

1 当社は、契約者が SDPF サービスに係る契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月に従って計算します。この場合、当社は、別冊に別段の定めがない限り、協定世界時を用いて利用料金を計算します。

2 当社は、別冊に別段の定めがない限り、1のお客様契約番号ごとに 1 の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。

3 当社は、別冊に別段の定めがない限り、利用料金を日割りしません。

4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、通則 1 の規定にかかわらず、2 以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。この場合、当社は、通則 3 の規定にかかわらず、日割計算により利用料金を調整することがあります。

6 当社は、SDPF サービスに係る契約の解除後又は別冊等に定めるメニュー等の提供の終了後にメニュー等の利用が発生した場合、その利用に基づく料金等を契約者に請求します。

（端数処理）

7 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

8 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。

9 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金等の一括後払い）

10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則 8 及び 9 の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、2 以上の料金月分の料金等を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（過払金の相殺）

11 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金等でその過払金を相殺して返還することがあります。

（前受金）

12 当社は、料金等について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（消費税相当額の加算）

13 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、共通編若しくは別冊に定める料金表又は Web 料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

14 通則 13 の算定方法により支払いを要することとなった額は、共通編若しくは別冊に定める料金表又は Web 料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下、同じとします。））の合計と異なる場合があります。

15　関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

（料金等の臨時減免）

16　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

17　当社は、料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

第 1 表　利用料金の適用等

1　SDPF サービスに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1 の料金月において、次表に掲げる料金種別ごとの算定方法及び別冊に定める料金表又は Web 料金表に基づき、別冊又は Web 料金表に定める課金単位ごとに算出されるものとします。

料金種別	内容
従量	(1)　1の料金月において、次に定める期間料金又は利用量料金を算出し、それらをその料金月の利用料金(以下、「月額料金」といいます。)として適用します。 A　期間料金 利用時間×そのメニュー等の時間料金 B　利用量料金 利用量×そのメニュー等の利用量料金 (2)　各メニュー等の時間料金又は利用量料金は、別冊に定める料金表又は Web 料金表によります。
従量上限	(1)　1 の料金月において算出した期間料金又は利用量料金と、その期間におけるそのメニュー等に係る月額上限料金を比較し、いずれか低額となる料金を月額料金として適用します。 (2)　各メニュー等の時間料金又は利用量料金は、別冊に定める料金表又は Web 料金表によります。
従量上限(メニュー等の変更あり)	(1)　1の料金月におけるメニュー等ごとに、1 の期間料金又は利用量料金と、その期間におけるそのメニュー等に係る月額上限料金を比較し、いずれか低額となる料金をその期間に適用される料金とします。 ただし、1 の料金月においてメニュー等の変更が複数回行われた場合であって、変更されたメニュー等のうちに同一のメニュー等が複数存在するときは、それらの同一のメニュー等に係る利用時間又は利用量を合算した値を用いて、1 の期間料金又は利用量料金を算出します。 (2)　(1)に基づき算出されたメニュー等ごとのそれぞれの料金を合算して得た額と、その料金月に利用したメニュー等に係る月額上限料金のうち最も高い額を比較し、いずれか低額となる料金を月額料金として適用します。
月額固定	利用時間又は利用量にかかわらず、別冊に定める料金表又は Web 料金表に規定する定額の料金額を月額料金として適用します。
その他	上記までの料金種別に該当しないものいい、別冊又は当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるところにより適用します。

2　1 に規定する利用時間は、1 の料金月において、契約者が当該メニュー等の利用開始の操作又は他のメニュー等から当該メニュー等への変更の操作を実施した時刻(当該時刻を含みます。)から起算し、当該メニュー等の利用廃止の操作又は当該メニュー等から他のメニュー等への変更の操作を実施した時刻(当該時刻を含みません。)までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

3　利用時間の測定において端数時間が生じた場合は、利用時間の単位に応じて次のとおりとします。

(1)　利用時間が分単位の課金の場合

1 分に満たない端数時間を分単位で切り上げた時間とします。

(2)　利用時間が日単位の課金の場合

1 日に満たない端数時間を日単位で切り上げた時間とします。

4　1 の料金月において、メニュー等の利用開始と利用廃止の複数回の実施等によって、そのメニュー等の利用期間が分断される場合、それぞれの利用期間ごとに前項までの規定に基づき料金を算定するものとします。

第 2 表　手続きに関する料金

1　適用

(1)　当社は、第 20 条の 2(その他の料金等の支払義務)第 1 項第 1 号に規定する手続きに関する料金を次表のとおり定めます。

区分	内容
支払証明書発行手数料	SDPF サービスに係る料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明を請求し、その証明書の発行を受けたときに支払いを要する料金

(2)　(1)に定めるほか、当社は、別冊に別段の定めがある場合は、その定めるところにより手続きに関する料金を適用します。

2　料金額

料金種別	単位	料金額
支払証明書発行手数料	支払証明書1枚ごとに	400 円 (440 円)
備考　支払証明書の発行を受けようとするときは、手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。		

附則

附則 （平成 24 年 6 月 28 日 CL第 201088 号）
（実施期日）
1 本規約は、平成 24 年 6 月 29 日から実施します。

附則 （平成 24 年 9 月 28 日 CL第 202149 号）
この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

附則 （平成 25 年 2 月 1 日 CL 第 203490 号）
この改正規定は、平成 25 年 2 月1日から実施します。

附則 （平成 25 年 4 月 5 日 CL 第 300025 号）
この改正規定は、平成 25 年 4 月 5 日から実施します。

附則 （平成 25 年4月 19 日 CL 第 300126 号）
この改正規定は、平成 25 年 4 月 22 日から実施します。

附則 （平成 25 年 5 月 2 日 CL 第 300321 号）
この改正規定は、平成 25 年 5 月 2 日から実施します。

附則 （平成 25 年 6 月 28 日 CL 第 300930 号）
この改正規定は、平成 25 年 6 月 28 日から実施します。

附則 （平成 25 年 10 月 31 日 CL 第 302232 号）
1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 31 日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定により適用している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスに変更します。

料金表 第1表 利用料金 2.料金額 (2)ネットワークに係るもの ①インターネット接続に係るものに規定する「帯域保証タイプ」	料金表 第1表 利用料金 2.料金額 (2)ネットワークに係るもの ①インターネット接続に係るものに規定する「帯域確保タイプ」
料金表 第 1 表 利用料金 2. 料金額 (2)ネットワークに係るもの ⑦イントラネット接続に係るものに規定する「イントラネット接続」	料金表 第 1 表 利用料金 2. 料金額 (2)ネットワークに係るもの ⑦イントラネット接続に係るものに規定する「100M ベストエフォートタイプ」

附則 （平成 25 年 11 月 20 日 CL第 302404 号）
この改定規約は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附則 （平成 25 年 12 月 26 日 CL第 302817 号）
この改定規約は、平成 25 年 12 月 26 日から実施します。

附則 （平成 26 年 1 月 29 日 CL第 303115 号）
1 この改定規約は、平成 26 年 1 月 31 日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定により適用している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスに変更します。

料金表 第 1 表 利用料金 2.料金額に規定する「(3)バックアップに係るもの ①グローバルデータバックアップ(セルフ)に係るもの」	料金表 第 1 表 利用料金 2.料金額に規定する「(3)バックアップに係るもの ①グローバルファイルストレージに係るもの」
料金表 第 3 表 工事に関する費用 2.工事費の額に規定する「グローバルデータバックアップ(セルフ)」	料金表 第 3 表 工事に関する費用 2.工事費の額に規定する「グローバルファイルストレージ」

附則 （平成 26 年 3 月 13 日 CL第 303574 号）
この改定規約は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附則 （平成 26 年 3 月 27 日 CL第 303795 号）
この改定規約は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附則 （平成 26 年 4 月 28 日 CL第 303795-1 号）
この改定規約は、平成 26 年 5 月 1 日から実施します。

附則 （平成 26 年 4 月 30 日 CL第 400261 号）
この改定規約は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

附則 （平成 26 年 7 月 1 日 CL 第 400737 号）
1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定により適用しているサービス名称と、この改正規定実施の日以後、改定後の規定により適用しているサービス名称の対照表は別紙3 「エンタープライズクラウド料金表新旧メニュー対照表」の通りです。

附則 （平成 26 年 7 月 30 日 CL 第 401032 号）
1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している本サービスに係る契約については、この改正規定実施の日において、その契約者から、当社が定めるカスタマポータル規約に規定するポータル契約の申込みがあったものとみなし、その契約者と当社との間でポータル契約を締結したこととします。
この場合、その契約者と当社との間で成立するポータル契約は、その契約者に係る本サービスに係る契約が複数の場合であっても、1契約とします。

附則 （平成 26 年 9 月 4 日 CL第 401357 号）
この改定規約は、平成 26 年 9 月 5 日から実施します。

附則 （平成 26 年 10 月 9 日CL第 401715 号）
この改定規約は、平成 26 年 10 月 10 日から実施します。

附則 （平成 26 年 10 月 30 日CL第 401895 号）
この改定規約は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

附則 （平成 26 年 11 月 13 日CL第 402041 号）
1 この改定規約は、平成 26 年 11 月 17 日から実施します。
（経過措置）
2 平成 26 年 11 月 17 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、次に掲げる条件のいずれか1つを満たした者が、当社が指定する方法により別表1に掲げるメニューの範囲で、かつ別表 2 に掲げるメニューのいずれかを含む本サービス（以下、本附則において「適用対象サービス」といいます。）の利用の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成 27 年 6 月 30 日までにその利用の開始があった場合は、本附則第3項から第5項までの定めを適用します。

① 当社の Universal One サービス契約約款に定める Universal One 契約者であること又は本サービスの申込みと同時に Universal One 契約に係る利用の申込みがあること（当社が認めた場合を含みます）
② 当社のコロケーションサービスに係る利用契約を締結していること又は本サービスの申込みと同時にそのコロケーションサービスに係る利用契約を締結すること（当社が認めた場合を含みます）
③ 別表2のセキュリティに係るメニューを含む本サービスの申込みがあること

3 最初の提供を開始した日からその提供を開始した日を含む月の翌々月末日（以下、本附則において「課金開始日」といいます）までの期間において、適用対象サービスに係る利用料金及び工事に関する費用の支払いを要しません。
4 課金開始日前に契約の解除等があった場合は、最低利用期間に係る料金表の定めを適用しないものとします。但し、契約の解除が第 15 条による場合は、その限りでありません。
5 前3項の定めに係らず、適用対象サービスに係る1の契約（以下、本附則において「適用対象契約」といいます）において、別表1に定めのない対象メニューの利用を開始した場合、その利用を開始した日から、適用対象契約に係る全ての料金等（別表1及び別表2に係るものを含みます）の支払いを要します。

別表1

対象メニュー	
コンピュート	コンピュートリソース （共用機器）
	コンピュートリソース（専用機器）
	プライベートカタログ
	OS ライセンス
	Database ライセンス

	Microsoft SAL	
	HULFT	
バックアップ	イメージバックアップ	
	ファイルバックアップ	
ネットワーク	インターネット接続	
	グローバル IP アドレス	
	VPN 接続	
	サーバーセグメント	
	相互接続	サービス相互接続
		コロケーション接続
		オンプレミス接続
	v ファイアーウォール	
	v ロードバランサー	
	統合ネットワークアプライアンス	
	グローバルファイルストレージ	
	ブロックストレージ	
	ライセンススイッチ Windows（※1）	
セキュリティ	不正アクセス対策セキュリティ IPS/IDS + ウイルス対策（Web）	
	Web ブラウジングセキュリティ ウイルス対策（Web） + URL フィルタリング	
	インターネット GW セキュリティ IPS/IDS + ウイルス対策（Web） + URL フィルタリング	
	VM セキュリティアドバンスドパッケージ（※2） ウィルス対策（VM）+仮想パッチ＋VM 間ファイアウォール	
その他	OS マネジメント	
	Power オプション （※3）	

※1,2　利用開始日が他の対象メニューの利用開始日以降になります。
※3　利用規約外サービスのため、別途 Power オプション用の特約書による利用申込が必要です。

別表2

対象メニュー	
ネットワーク	VPN 接続
	相互接続　コロケーション接続
セキュリティ	不正アクセス対策セキュリティ IPS/IDS + ウイルス対策（Web）
	Web ブラウジングセキュリティ ウイルス対策（Web） + URL フィルタリング
	インターネット GW セキュリティ IPS/IDS + ウイルス対策（Web） + URL フィルタリング
	VM セキュリティアドバンスドパッケージ ウィルス対策（VM）+仮想パッチ＋VM 間ファイアウォール

附則 （平成 26 年 11 月 27 日CL第 402176 号）
1 この改定規約は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分にそれぞれ読み替えて改正規定を適用します。

料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表（税抜価格）」に規定する「④外部ストレージ／グローバルファイルストレージ／同一 DC 保管／日本データセンター」	料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表（税抜価格）」に規定する「④外部ストレージ／グローバルファイルストレージ／プライマリストレージ／日本データセンター」
料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表（税抜価格）」に規定する「④外部ストレージ／グローバルファイルストレージ／遠隔 DC 保管／日本データセンター」	料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表（税抜価格）」に規定する「④外部ストレージ／グローバルファイルストレージ／プライマリストレージ／日本データセンター」 及び、 料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表（税抜価格）」に規定する「④外部ストレージ／グローバルファイルストレージ／セカンダリストレージ／日本データセンター」

附則 （平成 26 年 12 月 7 日CL第 402176-1 号）
この改定規約は、平成 26 年 12 月 8 日から実施します。

附則 （平成 27 年 1 月 1 日CL第 402498 号）
この改定規約は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

附則 （平成 27 年 1 月 22 日CL第 402715 号）
この改定規約は、平成 27 年 1 月 23 日から実施します。

附則 （平成 27 年 2 月 26 日CL第 403180 号）
この改定規約は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

附則 （平成 27 年 3 月 29 日CL第 403753 号）
この改定規約は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

附則 （平成 27 年 4 月 30 日CL第 500239 号）
1 この改定規約は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。
2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により Oracle SE ONE 又は Oracle SE RAC（以下、「Oracle オプション」といいます）の提供を受けている契約者のその Oracle オプションに関する提供条件その他の取扱い（料金に係るものを除きます）については、なお従前のとおりとします。但し、当社が、当社の指定する方法によりその契約者に通知した場合は、この限りでありません。

附則 （平成 27 年 5 月 12 日CL第 500322 号）
この改定規約は、平成 27 年 5 月 12 日から実施します。

附則 （平成 27 年 6 月 1 日CL第 500581 号）
この改定規約は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

附則 （平成 27 年 6 月 29 日CL第 500928 号）
この改定規約は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附則 （平成 27 年 7 月31日CL第 501296 号）
この改定規約は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分にそれぞれ読み替えて改正規定を適用します。

料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表（税抜価格）」の①コンピュート／HULFT／HULFT7 for Linux-EX (*4)	料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表（税抜価格）」の①コンピュート／HULFT に規定する以下のメニュー

別紙 1－3 エ)別紙1－2に定める(＊4)のメニュー(以下、「アクティブメニュー」といいます。)について、契約者がクラスタ環境 (2 ノード以上の仮想環境をいいます。)を構築して本サービスを利用する場合であって、当社が指定する方法によりスタンバイメニュー(アクティブメニューに係る機能の冗長化を目的としたものをいいます。以下、同じとします。)の追加があったときは、そのスタンバイメニューに係る利用料金の額はアクティブメニューに適用される月額上限料金額に 50%を乗じて得た額とします。	HULFT／HULFT7 for Linux-EX HULFT／HULFT7 for Linux-EX CL HULFT／HULFT7 for Linux-EX CL2Node～
料金表 第1表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュート／HULFT に規定する以下のメニュー HULFT7 for Windows-EX (*4) 別紙 1－3 エ)別紙1－2に定める(＊4)のメニュー(以下「アクティブメニュー」といいます。)について、契約者がクラスタ環境 (2 ノード以上の仮想環境をいいます。)を構築して本サービスを利用する場合であって、当社が指定する方法によりスタンバイメニュー(アクティブメニューに係る機能の冗長化を目的としたものをいいます。以下、同じとします。)の追加があったときは、そのスタンバイメニューに係る利用料金の額はアクティブメニューに適用される月額上限料金額に 50%を乗じて得た額とします。	料金表 第1表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュート／HULFT に規定する以下のメニュー HULFT7 for Windows-EX HULFT7 for Windows-EX CL HULFT7 for Windows-EX CL2Node～
料金表 第1表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュート／HULFT／HULFT-HUB3 Server Linux-ENTX (*4) 別紙 1－3 エ)別紙1－2に定める(＊4)のメニュー(以下「アクティブメニュー」といいます。)について、契約者がクラスタ環境 (2 ノード以上の仮想環境をいいます。)を構築して本サービスを利用する場合であって、当社が指定する方法によりスタンバイメニュー(アクティブメニューに係る機能の冗長化を目的としたものをいいます。以下、同じとします。)の追加があったときは、そのスタンバイメニューに係る利用料金の額はアクティブメニューに適用される月額上限料金額に 50%を乗じて得た額とします。	料金表 第1表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュート／HULFT に規定する以下のメニュー HULFT-HUB3 Server Linux-ENT HULFT-HUB3 Server Linux-ENT CL HULFT-HUB3 Server Linux-ENT CL2Node～
料金表 第1表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュート／HULFT／HULFT ｸﾗｳﾄﾞ 1(*4) 別紙 1－3 エ)別紙1－2に定める(＊4)のメニュー(以下「アクティブメニュー」といいます。)について、契約者がクラスタ環境 (2 ノード以上の仮想環境をいいます。)を構築して本サービスを利用する場合であって、当社が指定する方法によりスタンバイメニュー(アクティブメニューに係る機能の冗長化を目的としたものをいいます。以下、同じとします。)の追加があったときは、そのスタンバイメニューに係る利用料金の額はアクティブメニューに適用される月額上限料金額に 50%を乗じて得た額とします。	料金表 第1表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」の①コンピュート／HULFT に規定する以下のメニュー HULFT ｸﾗｳﾄﾞ 1 HULFT ｸﾗｳﾄﾞ 1 CL HULFT ｸﾗｳﾄﾞ 1 CL2Node～
料金表 第1表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する「①コンピュート／HULFT	料金表 第1表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表(税抜価格)」に規定する

／HULFT7 for Linux-EX　AES 暗号オプション月(*4)」	「①コンピュート／HULFT／HULFT7 for Linux-EX」 「①コンピュート／HULFT／HULFT7 暗号ｵﾌﾟｼｮﾝ（AES） for Linux」
料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表（税抜価格）」に規定する「①コンピュート／HULFT／HULFT7 for Windows-EX　AES 暗号オプション付き(*4)」	料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表（税抜価格）」に規定する 「①コンピュート／HULFT／HULFT7 for Windows -EX」 「①コンピュート／HULFT／HULFT7 暗号ｵﾌﾟｼｮﾝ（AES） for Windows」
料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表（税抜価格）」に規定する「①コンピュート／HULFT／HULFT-HUB3 Server Linux-ENT　AES 暗号オプション付き(*4)」	料金表 第 1 表 2. 料金額 別紙1－2「エンタープライズクラウド料金表（税抜価格）」に規定する 「①コンピュート／HULFT／HULFT-HUB3 Server Linux-ENT」 「①コンピュート／HULFT／HULFT-HUB3 Server 暗号オプション（AES） for Linux」

附則 （平成 27 年 8 月 27 日CL第 501555 号）
1 この改定規約は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

2 この改正規定実施前に料金表に規定する①コンピュートの OS ライセンスの利用を開始し、現に利用している契約者に適用される利用料金（①コンピュート OS ライセンスに係るものに限ります）については、当社と契約者の間に別段の合意がない限り、平成 28 年 3 月 31 日までなお従前の通りとします。

附則 （平成 27 年 9 月 29 日CL第 501940-1 号）
1 この改定規約は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）
2 平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、本サービスの申込みをする者（当社が法人と認めた者に限ります。）が、当社が指定する方法により別表 2 の①から③までのいずれかを含む本サービス（以下、本附則において「適用対象サービス」といいます。）の利用の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成 28 年 5 月 31 日までにその利用の開始が行われた場合は、次の定めを適用します。
（1） 適用対象サービスの提供を開始した日（複数の適用対象サービスを提供する場合、その適用対象サービスの提供を開始する日のうち、最も早い日とします。）からその提供を開始した日を含む月の翌月末日（以下、本附則において「課金開始日」といいます）までの期間において、適用対象サービスに係る利用料金及び工事に関する費用の支払いを要しません。
（2） 課金開始日前に契約の解除等があった場合は、最低利用期間に係る料金表の定めを適用しないものとします。但し、契約の解除が第 15 条による場合は、その限りでありません。
3 前項の定めに係らず、適用対象サービスに係る1の契約（以下、本附則において「適用対象契約」といいます）において、別表1に定めのない対象メニューの利用を開始した場合、その利用を開始した日から、適用対象契約に係る全ての料金等（別表1及び別表2に係るものを含みます）の支払いを要します。

別表1

対象メニュー	
コンピュート	コンピュートリソース （共用機器）
	コンピュートリソース（専用機器）
	プライベートカタログ
	OS ライセンス
	Database ライセンス
	Microsoft SAL
	バックアップライセンス
	HULFT
バックアップ	イメージバックアップ
	ファイルバックアップ
ネットワーク	インターネット接続
	グローバル IP アドレス
	VPN 接続
	サーバーセグメント

	相互接続	サービス相互接続
		コロケーション接続
		オンプレミス接続
	v ファイアーウォール	
	v ロードバランサー	
	統合ネットワークアプライアンス	
外部ストレージ	グローバルファイルストレージ	
	ブロックストレージ	
セキュリティ	ネットワークセキュリティ	
	コンテンツセキュリティ	ウイルス対策（E-mail）
		ウイルス対策（Web）
		URL フィルタリング
		アプリケーションフィルタリング
		不正アクセス対策セキュリティ
		Web ブラウジングセキュリティ
		インターネット GW セキュリティ
		UTM
	VM セキュリティ	ウイルス対策（VM）
		仮想パッチ
		VM 間ファイアウォール
		VM セキュリティアドバンスドパッケージ（※1）
	プロファイリング	アプリケーションプロファイリング
		ネットワークプロファイリング
その他	OS マネジメント	
	Power オプション （※2）	

※1　利用開始日が他の対象メニューの利用開始日以降になります。
※2　利用規約外サービスのため、別途 Power オプション用の特約書による利用申込が必要です。

別表2

対象メニュー			
①	コンピュート	Database ライセンス	Oracle SE ONE
②	コンピュート	Database ライセンス	Oracle SE RAC
	外部ストレージ	ブロックストレージ	Premium++
③	コンピュート	Database ライセンス	Oracle EE RAC
	外部ストレージ	ブロックストレージ	Premium++

附則 （平成 27 年 10 月 28 日CL第 502317 号）
1　この改定規約は、平成 27 年 11 月 1 日から実施します。

附則 （平成 27 年 12 月 2 日CL第 502737 号）
1　この改定規約は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

附則 （平成 27 年 12 月 24 日CL第 503079 号）

1　この改定規約は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。

附則 （平成 28 年 1 月 28 日CL第 503436 号）
1　この改定規約は、平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

附則 （平成 28 年 2 月 25 日　CL第 503785 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 3 月1日から実施します。
2　改正実施（2016 年 3 月 1 日）前に本規約に定める「エンタープライズクラウドサービス」は、改正実施後は「Enterprise Cloud1.0（ECL1.0）」に読み替えて改正規定を適用します。

附則 （平成 28 年 2 月 25 日　CL第 503785 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 3 月 9 日から実施します。

附則 （平成 28 年 3 月 18 日　CL第 504072 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 3 月 22 日から実施します。

附則 （平成 28 年 4 月 1 日　CL第 00026596 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

附則 （平成 28 年 4 月 1 日　CL第 00026596 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 4 月 4 日から実施します。

附則 （平成 28 年 4 月 1 日　CL第 00026596 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 4 月 6 日から実施します。

附則 （平成 28 年 4 月 1 日　CL第 00026596 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 4 月 7 日から実施します。
附則 （平成 28 年 4 月 22 日　CL第 00031836 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 4 月 25 日から実施します。

附則 （平成 28 年 4 月 26 日　CL第 00032968 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 4 月 27日から実施します。

附則 （平成 28 年 4 月 26 日　CL第 00032968 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。

附則 （平成 28 年 5 月 16 日　CL第 00037350 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 5 月 20 日から実施します。

附則 （平成 28 年 5 月 27 日　CL第 00042084 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 5 月 30 日から実施します。

附則 （平成 28 年 5 月 27 日　CL第 00042078 号）
（実施期日）
1　本規約は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

附則 （平成 28 年 6 月 7 日 CL第 00046640）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 6 月 15 日から実施します。

附則 （平成 28 年 6 月 24 日 CL第 00054550）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 6 月 27 日から実施します。

附則 （平成 28 年 6 月 24 日 CL第 00054550）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 6 月 30 日から実施します。

附則 （平成 28 年 6 月 29 日 CL第 00056973）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

附則 （平成 28 年 6 月 24 日 CL第 00054550）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 7 月 5 日から実施します。

附則 （平成 28 年 7 月 19 日 CL第 00064051）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 7 月 19 日から実施します。

附則 （平成 28 年 7 月 25 日 CL第 00066013）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 7 月 25 日から実施します。

附則 （平成 28 年 7 月 27 日 CL第 00067225）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 7 月 27 日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分にそれぞれ読み替えて改正規定を適用します。

<table>
<tr>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第2 メニュー及びプランに係る提供条件等
(5)ソリューションパッケージに係るもの</td>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第2 メニュー及びプランに係る提供条件等
(7)ミドルウェアーに係るもの</td>
</tr>
<tr>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第2 メニュー及びプランに係る提供条件等
(7)アプリケーションサービスに係るもの

<table>
<tr><td colspan="3">メニュー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">PaaS</td><td colspan="2">Shared PaaS</td></tr>
<tr><td>PaaS Option</td><td>SSL 証明書
SSL 証明書（ワイルドカード）</td></tr>
</table>
</td>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第2 メニュー及びプランに係る提供条件等
(7)プラットフォームサービスに係るもの

<table>
<tr><td colspan="3">メニュー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Cloud Foundry</td><td colspan="2">Shared</td></tr>
<tr><td>Cloud Foundry Option</td><td>SSL 証明書
SSL 証明書（ワイルドカード）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第3 メニュー及びプランに係る算定方法
(4)ソリューションパッケージに係るもの</td>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 3 メニュー及びプランに係る算定方法
(6)ミドルウェアーに係るもの</td>
</tr>
<tr>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 3 メニュー及びプランに係る算定方法</td>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 3 メニュー及びプランに係る算定方法</td>
</tr>
</table>

(6)アプリケーションサービスに係るもの

メニュー		
PaaS	Shared PaaS	
	PaaS Option	SSL 証明書
		SSL 証明書(ワイルドカード)

(8)プラットフォームサービスに係るもの

メニュー		
Cloud Foundry	Shared	
	Cloud Foundry Option	SSL 証明書
		SSL 証明書(ワイルドカード)

附則 (平成 28 年 7 月 27 日 CL第 00067225)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 7 月 28 日から実施します。

附則 (平成 28 年 7 月 27 日 CL第 00067225)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

附則 (平成 28 年 7 月 27 日 CL第 00067225)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 8 月 2 日から実施します。

附則 (平成 28 年 7 月 27 日 CL第 00067225)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 8 月 5 日から実施します。

附則 (平成 28 年 8 月 5 日 CL第 00071283)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 8 月 8 日から実施します。

附則 (平成 28 年 8 月 5 日 CL第 00071283)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 8 月 10 日から実施します。

附則 (平成 28 年 8 月 5 日 CL第 00071283)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 8 月 12 日から実施します。

附則 (平成 28 年 8 月 31 日 CL第 00078787)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 8 月 31 日から実施します。

附則 (平成 28 年 8 月 31 日 CL第 00078787)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 9 月 2 日から実施します。

附則 (平成 28 年 8 月 31 日 CL第 00078787)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 9 月 6 日から実施します。

附則 (平成 28 年 9 月 7 日 CL第 00081660)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 9 月 12 日から実施します。

附則 (平成 28 年 9 月 21 日 CL第 00087472)
(実施期日)
1 本規約は、平成 28 年 9 月 26 日から実施します。

附則（平成 28 年 9 月 28 日 CL第 00090189）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 9 月 30 日から実施します。

附則（平成 28 年 9 月 30 日 CL第 00092732）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 10 月 4 日から実施します。

附則（平成 28 年 10 月 7 日 CL第 00095307）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 10 月 7 日から実施します。

附則（平成 28 年 10 月 28 日 CL第 00104681）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

附則（平成 28 年 10 月 28 日 CL第 00104681）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 11 月 7 日から実施します。

附則（平成 28 年 11 月 15 日 CL第 00110896）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 11 月 15 日から実施します。

附則（平成 28 年 12 月 2 日 CL第 00118008）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 12 月 2 日から実施します。

附則（平成 28 年 12 月 9 日 CL第 00121188）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 12 月 14 日から実施します。

附則（平成 28 年 12 月 9 日 CL第 00121188）
（実施期日）
1 本規約は、平成 28 年 12 月 27 日から実施します。

附則（平成 29 年 1 月 31 日 CL第 CL00140174）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 2 月 2 日から実施します。

附則（平成 29 年 2 月 7 日 CL第 CL 00143484）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 2 月 10 日から実施します。

附則（平成 29 年 2 月 15 日 CL第 CL00146261）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 2 月 16 日から実施します。

附則（平成 29 年 3 月 1 日 CL第 CL00153862）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 3 月 2 日から実施します。

附則（平成 29 年 3 月 16 日 CL第 CL 00163556）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 3 月 17 日から実施します。

附則 （平成 29 年 3 月 29 日 CL第 CL00173294）

（実施期日）

1 本規約は、平成 29 年 3 月 30 日から実施します。

2 平成 29 年 3 月 17 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に、本サービスの第4に定める「Arcserve Unified Data Protection (UDP) Advanced Edition」（以下、本附則において「適用対象サービス」といいます。）の利用の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成 29 年 6 月 30 日までにその利用の開始が行われた場合は、次の定めを適用します。

適用対象サービスの提供を開始した日から平成 29 年 6 月 30 日までの期間において、適用対象サービスに係る利用料金に関する費用の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して改正規定を適用します。

<table>
<tr>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等
(3) ネットワークに係るもの P47
<table><tr><td>メニュー</td></tr><tr><td>コロケーション接続（CIC）</td></tr><tr><td>Enterprise Cloud 接続（EIC）</td></tr></table></td>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第2 メニュー及びプランに係る提供条件等
(3) ネットワークに係るもの P47
<table><tr><td>メニュー</td></tr><tr><td>※記載削除</td></tr><tr><td>※記載削除</td></tr></table></td>
</tr>
<tr>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等
(4) 専用ﾊｲﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ P47
(5) バックアップに係るもの
(6) セキュリティ
(7) ミドルウェアに係るもの
(8) マネジメントに係るもの
(9) プラットフォームサービスに係るもの</td>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第2 メニュー及びプランに係る提供条件等
(4) SD-Exchange に係るもの P47
<table><tr><td>メニュー</td></tr><tr><td>コロケーション接続（CIC）</td></tr><tr><td>Enterprise Cloud1.0 接続（EIC）</td></tr><tr><td>Enterprise Cloud2.0 接続（EIC）</td></tr><tr><td>Amazon Web Services 接続</td></tr></table>(5) 専用ﾊｲﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ P47
(6) バックアップに係るもの
(7) セキュリティ
(8) ミドルウェアに係るもの
(9) マネジメントに係るもの
(10) プラットフォームサービスに係るもの</td>
</tr>
<tr>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 3 メニュー及びプランに係る算定方法
(3) ネットワークに係るもの P56
<table><tr><td>メニュー</td></tr><tr><td>コロケーション接続（CIC）</td></tr></table></td>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 3 メニュー及びプランに係る算定方法
(3) ネットワークに係るもの P56
<table><tr><td>メニュー</td></tr><tr><td>※記載削除</td></tr></table></td>
</tr>
<tr>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 3 メニュー及びプランに係る算定方法
(4) 専用ﾊｲﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ P56</td>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 3 メニュー及びプランに係る算定方法
(4) SD-Exchange に係るもの P56
<table><tr><td>メニュー</td></tr><tr><td>コロケーション接続（CIC）</td></tr><tr><td>Amazon Web Services 接続</td></tr></table>(5) 専用ﾊｲﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ P56
(6) バックアップに係るもの
(7) セキュリティ
(8) ミドルウェアに係るもの</td>
</tr>
</table>

(5) バックアップに係るもの (6) セキュリティ (7) ミドルウェアに係るもの (8) マネジメントに係るもの (9) プラットフォームサービスに係るもの	(9) マネジメントに係るもの (10) プラットフォームサービスに係るもの

附則 （平成 29 年 3 月 29 日 CL第 00173294）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

附則 （平成 29 年 4 月 3 日 CL第 00177197）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 4 月 4 日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して改正規定を適用します。

別記2 （ECL2.0 に係るもの） 料金表 2 （ECL2.0 に係るもの） 第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (5) 専用ハイパーバイザーに係るもの P49 メニュー Hyper-V / Hybrid Cloud for Azure	別記2 （ECL2.0 に係るもの） 料金表 2 （ECL2.0 に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (5) 専用ハイパーバイザーに係るもの P49 メニュー Hyper-V / ※記載削除
別記2 （ECL2.0 に係るもの） 料金表 2 （ECL2.0 に係るもの） 第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (8) ミドルウェアーに係るもの P51 メニュー Hyper-V / Azure Backup Hyper-V / Azure Site Recovery(E2A)	別記2 （ECL2.0 に係るもの） 料金表 2 （ECL2.0 に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (8) ミドルウェアーに係るもの P51 メニュー Hyper-V / ※記載削除 Hyper-V / ※記載削除

附則 （平成 29 年 4 月 20 日 CL第 00185309）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 4 月 20 日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して改正規定を適用します。

別記2 （ECL2.0 に係るもの） 料金表 2 （ECL2.0 に係るもの） 第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (6) バックアップに係るもの P50 メニュー バックアップ / スタンダード	別記2 （ECL2.0 に係るもの） 料金表 2 （ECL2.0 に係るもの） 第2 メニュー及びプランに係る提供条件等 (6) バックアップに係るもの P50 メニュー バックアップ / ローカル保管
別記2 （ECL2.0 に係るもの） 料金表 2 （ECL2.0 に係るもの） 第 3 メニュー及びプランに係る算定方法 (6) バックアップに係るもの P59 メニュー バックアップ / スタンダード	別記2 （ECL2.0 に係るもの） 料金表 2 （ECL2.0 に係るもの） 第 3 メニュー及びプランに係る算定方法 (6) バックアップに係るもの P59 メニュー バックアップ / ローカル保管

附則 （平成 29 年 5 月 11 日 CL第 00190270）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 5 月 16 日から実施します。

附則 （平成 29 年 6 月 5 日 CL第 00199928）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 6 月 6 日から実施します。

附則 （平成 29 年 6 月 28 日 CL第 00210140）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附則 （平成 29 年 6 月 30 日 CL第 00211465）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附則 （平成 29 年 6 月 28 日 CL第 00210140）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 7 月 6 日から実施します。

附則 （平成 29 年 7 月 11 日 CL第 00215216）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 7 月 13 日から実施します。

附則 （平成 29 年 7 月 19 日 CL第 00217282）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 7 月 20 日から実施します。

附則 （平成 29 年 7 月 31 日 CL第 00222488）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 7 月 31 日から実施します。
2 平成 29 年 7 月 14 日時点で本サービスの料金表 2（ECL2.0 に係るもの）第4に定める「ネットワーク ファイアウォール Brocade 5600 vRouter」を利用する契約者が、「セキュリテイ ネットワーク型セキュリティ Managed Firewall」に申込む場合、当該契約者の「セキュリテイ ネットワーク型セキュリティ Managed Firewall」に係る平成 29 年 7 月分以降の利用料金について以下の割引率を適用します。

利用中のファイアウォール Brocade 5600 vRouter のプラン	割引対象となるネットワーク型セキュリティ Managed Firewall のプラン	Managed Firewall に適用される割引率							
		JP1	JP2	US1	UK1	DE1	SG1	HK1	AU1
2CPU-8GB-4IF	2CPU-4GB	16%	16%	38%	39%	39%	38%	38%	45%
	2CPU-4GB (HA)	7%	7%	33%	33%	33%	33%	33%	40%
4CPU-16GB-8IF	8CPU-12GB	45%	45%	59%	59%	59%	59%	59%	63%
	8CPU-12GB (HA)	43%	43%	58%	58%	58%	58%	58%	62%

附則 （平成 29 年 7 月 31 日 CL第 00222783）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 8 月 3 日から実施します。

附則 （平成 29 年 7 月 31 日 CL第 00222783）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 8 月 8 日から実施します。

附則 （平成 29 年 8 月 4 日 CL第 00224895）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 8 月 9 日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して、改正規定を適用します。

別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 4 利用料金の額(税抜価格)

カテゴリ	メニュー			プラン
サーバー	ベアメタルサーバー	OS	Windows Server	General Purpose 1
				General Purpose 2
				General Purpose 3
				Workload Optimized 1
				Workload Optimized 2

別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 4 利用料金の額(税抜価格)

カテゴリ	メニュー			プラン	
サーバー	ベアメタルサーバー	OS	Windows Server 2012 R2	Standard Edition	General Purpose 1 v1
					General Purpose 2 v1
					General Purpose 3 v1
					Workload Optimized 1 v1
					Workload Optimized 2 v1

別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 4 利用料金の額(税抜価格)

カテゴリ	メニュー		プラン	
専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server for vSphere ESXi	General Purpose 1	～7VM (per VM)
				8VM～ (per Server)
			General Purpose 2	～7VM (per VM)
				8VM～ (per Server)
			General Purpose 3	～7VM (per VM)
				8VM～ (per Server)
			Workload Optimized 1	～7VM (per VM)
				8VM～ (per Server)

別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 4 利用料金の額(税抜価格)お一

カテゴリ	メニュー		プラン		
専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server 2008 – 2012 R2 for vSphere ESXi	Standard Edition	General Purpose 1	～7VM (per VM)
					8VM～ (per Server)
				General Purpose 2	～7VM (per VM)
					8VM～ (per Server)
				General Purpose 3	～7VM (per VM)
					8VM～ (per Server)
				Workload Optimized 1	～7VM (per VM)
					8VM～ (per Server)

別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 4 利用料金の額(税抜価格)

カテゴリ	メニュー		プラン	
専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server for Hyper-V	General Purpose 1	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
				8VM～ (per Server)
			General Purpose 2	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
				8VM～ (per Server)
			General Purpose 3	～7VM (per VM) / 1VM 目

別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 4 利用料金の額(税抜価格)

カテゴリ	メニュー		プラン		
専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server 2008 – 2012 R2 for Hyper-V on Windows Server 2012 R2	Standard Edition	General Purpose 1	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
					8VM～ (per Server)
				General Purpose 2	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
					8VM～ (per Server)
				General Purpose 3	～7VM (per VM) / 1VM 目

				は無料で提供します。
				8VM～（per Server）
			Workload Optimized 1	～7VM（per VM）/ 1VM 目は無料で提供します。
				8VM～（per Server）
			Workload Optimized 2	～7VM（per VM）/ 1VM 目は無料で提供します。 8VM～（per Server）

別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 6 利用料金の額(税抜価格)

カテゴリ	メニュー			プラン
サーバー	ベアメタルサーバー	OS	Windows Server	General Purpose 1
				General Purpose 2
				General Purpose 3
				Workload Optimized 1
				Workload Optimized 2

別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 6 利用料金の額(税込価格)

カテゴリ	メニュー		プラン	
専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server for vSphere ESXi	General Purpose 1	～7VM（per VM）
				8VM～（per Server）
			General Purpose 2	～7VM（per VM）
				8VM～（per Server）
			General Purpose 3	～7VM（per VM）
				8VM～（per Server）
			Workload Optimized 1	～7VM（per VM）
				8VM～（per Server）

別記2 （ECL2.0 に係るもの）

				は無料で提供します。
				8VM～（per Server）
			Workload Optimized 1	～7VM（per VM）/ 1VM 目は無料で提供します。
				8VM～（per Server）
			Workload Optimized 2	～7VM（per VM）/ 1VM 目は無料で提供します。 8VM～（per Server）

別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 6 利用料金の額(税抜価格)

カテゴリ	メニュー			プラン	
サーバー	ベアメタルサーバー	OS	Windows Server 2012 R2	Standard Edition	General Purpose 1 v1
					General Purpose 2 v1
					General Purpose 3 v1
					Workload Optimized 1 v1
					Workload Optimized 2 v1

別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 6 利用料金の額(税込価格)

カテゴリ	メニュー		プラン		
専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server 2008 – 2012 R2 for vSphere ESXi	Standard Edition	General Purpose 1	～7VM（per VM）
					8VM～（per Server）
				General Purpose 2	～7VM（per VM）
					8VM～（per Server）
				General Purpose 3	～7VM（per VM）
					8VM～（per Server）
				Workload Optimized 1	～7VM（per VM）
					8VM～（per Server）

別記2 （ECL2.0 に係るもの）

別記2 （ECL2.0 に係るもの）

料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 6 利用料金の額(税抜価格)

カテゴリ	メニュー		プラン	
専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server for Hyper-V	General Purpose 1	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
				8VM～ (per Server)
			General Purpose 2	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
				8VM～ (per Server)
			General Purpose 3	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
				8VM～ (per Server)
			Workload Optimized 1	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
				8VM～ (per Server)
			Workload Optimized 2	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。 8VM～ (per Server)

料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 6 利用料金の額(税抜価格)

カテゴリ	メニュー		プラン		
専用ハイパーバイザー	ゲストイメージ	Windows Server 2008 – 2012 R2 for Hyper-V on Windows Server 2012 R2	Standard Edition	General Purpose 1	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
					8VM～ (per Server)
				General Purpose 2	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
					8VM～ (per Server)
				General Purpose 3	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
					8VM～ (per Server)
				Workload Optimized 1	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。
					8VM～ (per Server)
				Workload Optimized 2	～7VM (per VM) / 1VM 目は無料で提供します。 8VM～ (per Server)

附則 （平成 29 年 9 月 1 日 CL第 00233724）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 9 月 5 日から実施します。

附則 （平成 29 年 9 月 20 日 CL第 00240655）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 9 月 21 日から実施します。
附則 （平成 29 年 10 月 5 日 CL第 00248784）
（実施期日）
1 本規約は、平成 29 年 10 月 5 日から実施します。

附則 （平成 30 年 2 月 6 日 CL第 00296365）
（実施期日）
1 本規約は、平成 30 年 2 月 8 日から実施します。

附則 （平成 30 年 2 月 26 日 CL第 00304923）
（実施期日）
1 本規約は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

附則 （平成 30 年 4 月 11 日CL第 00333453）

（実施期日）
1　本規約は、平成 30 年 4 月 11 日から実施します。

附則 （平成 30 年 4 月 19 日　CL第 00336728）
（実施期日）
1　本規約は、平成 30 年 4 月 19 日から実施します。

附則 （平成 30 年 5 月 9 日　CL第 00342196）
（実施期日）
1　本規約は、平成 30 年 5 月 10 日から実施します。

附則 （平成 30 年 6 月 12 日　CL第 00354907）
（実施期日）
1　本規約は、平成 30 年 6 月 13 日から実施します。

附則 （平成 30 年 6 月 19 日　CL第 00357671）
（実施期日）
1　本規約は、平成 30 年 6 月 19 日から実施します。

附則 （平成 30 年 8 月 8 日　CL第 00377595）
（実施期日）
1　本規約は、平成 30 年 8 月 8 日から実施します。
2　この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して、改正規定を適用します。

<table>
<tr>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 2　メニュー及びプランに係る提供条件等
(9) マネージメントに係るもの P52
<table><tr><td colspan="2">メニュー</td></tr><tr><td rowspan="2">サポート</td><td>ベーシックプラン</td></tr><tr><td>アドバンスドプラン</td></tr></table></td>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第2　メニュー及びプランに係る提供条件等
(9) マネージメントに係るもの P52
<table><tr><td colspan="3">メニュー</td></tr><tr><td rowspan="2">サポート</td><td rowspan="2">運用支援</td><td>ベーシックプラン</td></tr><tr><td>アドバンスドプラン</td></tr></table></td>
</tr>
<tr>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 3　メニュー及びプランに係る算定方法
(9) マネージメントに係るもの P60
<table><tr><td colspan="2">メニュー</td></tr><tr><td>サポート</td><td>アドバンスドプラン</td></tr></table></td>
<td>別記2 （ECL2.0 に係るもの）
料金表 2 （ECL2.0 に係るもの）
第 3　メニュー及びプランに係る算定方法
(9) マネージメントに係るもの P60
<table><tr><td colspan="3">メニュー</td></tr><tr><td>サポート</td><td>運用支援</td><td>アドバンスドプラン</td></tr></table></td>
</tr>
</table>

附則 （平成 30 年 8 月 29 日　CL第 00384212）
（実施期日）
1　本規約は、平成 30 年 8 月 31 日から実施します。

附則 （平成 30 年 12 月 7 日　CL第 00425154）
（実施期日）
1　本規約は、平成 30 年 12 月 7 日から実施します。

附則 （平成 30 年 12 月 17 日　CL第 00429633）
（実施期日）
1　本規約は、平成 30 年 12 月 17 日から実施します。

附則 （平成 31 年 1 月 9 日　CL第 00435227）
（実施期日）
1　本規約は、平成 31 年 1 月 9 日から実施します。

2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金表 2(ECL2.0 に係るもの)第2メニュー及びプランに係る提供条件等(10)プラットフォームサービスに係るものの内「Cloud Foundry」については、提供を平成 31 年 2 月 10 日を以て廃止します。
3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお、従前のとおりとします。

附則
(実施期日) (平成 31 年 2 月 14 日 CL第 00435227)
1 本規約は、平成 31 年 2 月 14 日から実施します。

附則
(実施期日) (平成 31 年 2 月 25 日 CL第 00455811)
1 本規約は、平成 31 年 2 月 26 日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して、改正規定を適用します。

別記2 (ECL2.0 に係るもの)
料金表 2 (ECL2.0 に係るもの)
第 2 メニュー及びプランに係る提供条件等
(8) ミドルウェアーに係るもの P50

メニュー	
Oracle	Oracle SE2 for Linux
	Oracle SE2 for Windows
	Oracle EE for Linux
	Oracle EE for Windows

別記2 (ECL2.0 に係るもの)
料金表 2 (ECL2.0 に係るもの)
第2 メニュー及びプランに係る提供条件等
(8) ミドルウェアーに係るもの P50

メニュー		
Oracle	仮想サーバーメニュー向け	Oracle SE2 for Linux
		Oracle SE2 for Windows
		Oracle EE for Linux
		Oracle EE for Windows

別記2 (ECL2.0 に係るもの)
料金表 2 (ECL2.0 に係るもの)
第 3 メニュー及びプランに係る算定方法
(8) ミドルウェアーに係るもの P60

メニュー	
Oracle	Oracle SE2 for Linux
	Oracle SE2 for Windows
	Oracle EE for Linux
	Oracle EE for Windows

別記2 (ECL2.0 に係るもの)
料金表 2 (ECL2.0 に係るもの)
第 3 メニュー及びプランに係る算定方法
(8) ミドルウェアーに係るもの P60

メニュー		
Oracle	仮想サーバーメニュー向け	Oracle SE2 for Linux
		Oracle SE2 for Windows
		Oracle EE for Linux
		Oracle EE for Windows

3 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している料金表 2(ECL2.0 に係るもの)第2メニュー及びプランに係る提供条件等(10)プラットフォームサービスに係るものの内「Rancher (Docker コンテナ管理)」については、提供を平成 31 年 3 月 28 日を以て廃止します。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお、従前のとおりとします。

附則 (平成 31 年 3 月 22 日 CL第 00472711)
(実施期日)
1 本規約は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

附則 (平成 31 年 4 月 4 日 CL第 00482321)
(実施期日)
1 本規約は、平成 31 年 4 月 10 日から実施します。

附則 (令和元年 9 月 19 日 CL第 00544964)
(実施期日)
1 この利用規約は、令和元年 9 月 19 日から実施します。

2 改正実施（2019 年 9 月 19 日）前に本規約に定める「エンタープライズクラウドサービス」は、改正実施後は、「Enterprise Cloud1.0（ECL1.0）、および、Enterprise Cloud2.0（ECL2.0）」と読み替えて改正規定を適用します。

附則 （令和元年 9 月 24 日 CL第 0001994181）
（実施期日）
1 本規約は、令和元年 9 月 24 日から実施します。

附則 （令和元年 9 月 26 日 NS ク第 00547974）
この改正規定は、令和元年 9 月 30 日から実施します。

附則 （令和元年 9 月 30 日 CL第 00549783）
（実施期日）
1 本規約は、令和元年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 令和元年 10 月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第五条第二項及び第十六条第一項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づく 6.3%に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づく 63 分の 17 を乗じて得た率を加算して適用します。
3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 （令和元年 11 月 12 日 CL第 00566222）
（実施期日）
1 本規約は、令和元年 11 月 13 日から実施します。

附則 （令和元年 12 月 3 日 CL第 00575225）
（実施期日）
1 本規約は、令和元年 12 月 4 日から実施します。
2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により定めた「リージョン」は、JP1/JP2/ JP4/ JP5、US1、US2、UK1、DE1、FR1、SG1、HK1 を指します。

附則 （令和元年 12 月 20 日 CL第 00584252）
（実施期日）
1 本規約は、令和元年 12 月 25 日から実施します。

附則 （平成 30 年 12 月 7 日 CL第 00425154）
（実施期日）
1 本規約は、令和 2 年 1 月 8 日から実施します。
2 この改定規定実施の際現に改正前の規定により提供している、、オーストラリア拠点（データセンタまたはリージョン）における別冊 (Enterprise Cloud1.0 サービス)及び別冊 (Enterprise Cloud2.0 サービス)の提供を令和 2 年 1 月 8 日に廃止します。
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお、従前のとおりとします。
6 この改正規定実施前に、改正前の規定により適用している Enterprise Cloud1.0 サービスのオーストライリアデータセンタの料金は、Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（Enterprise Cloud 1.0 サービス）別紙 4 「ECL1.0 オーストラリアデータセンタ料金表 2020 年 1 月 8 日改定以前」の通りです。

附則 （令和 2 年 2 月 3 日 CL第 00598857）
（実施期日）
本規約は、令和 2 年 2 月 3 日から実施します。

附則 （令和 2 年 3 月 5 日 CL第 00613578）
（実施期日）

本規約は、令和 2 年 3 月 6 日から実施します。

附則 （令和 2 年 3 月 25 日 CL第 00625666）
（実施期日）
本規約は、令和 2 年 3 月 25 日から実施します。

附則 （令和 2 年 3 月 25 日 NS ク第 00625664）
この改正規定は、令和 2 年 3 月 30 日から実施します。

附則 （令和 2 年 3 月 30 日 CL第 00630349）
（実施期日）
本規約は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。

附則 （令和 2 年 3 月 31 日 NSク第 00631575 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 8 日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の FIC リソースは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の FIC リソースとみなして取り扱います。

FIC-Port	FIC-Port（Basic）
FIC-Router	FIC-Router（Basic）

附則 （令和 2 年 4 月 20 日 DPSサ第 00638228 号）
この改正規定は、令和 2 年 4 月 22 日から実施します。

附則 （令和 2 年 4 月 27 日 DPSサ第 00644136 号）
1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 28 日から実施します。
2 この改定規定実施の際現に、改正前の規定により提供している別冊(Enterprise Cloud2.0 サービス)料金表(ECL2.0)第2表メニュー及びプランに係る提供条件等の(1)サーバーに係るものの「ベアメタルサーバー／OS／CoreOS」については、提供を令和 2 年 6 月 30 日を以て廃止します。
3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお、従前のとおりとします。

附則 （令和 2 年 7 月 30 日 DPSサ第 00674712 号）
この改正規定は、令和 2 年 8 月 3 日から実施します。

附則 （令和 2 年 7 月 30 日 DPSサ第 00674807 号）
この改正規定は、令和 2 年 8 月 27 日から実施します。

附則 （令和 2 年 8 月27 日 DPSサ第 00683145 号）
この改正規定は、令和 2 年 8 月 31 日から実施します。

附則 （令和 2 年 9 月 29 日 DPS サ第 00695540 号）
（実施期日）
1 本規約は、令和 2 年 10 月 5 日から実施します。
2 この改定規定実施の際現に改正前の規定により提供している、英国、フランス、シンガポール、香港、タイ及びマレーシアデータセンターにおける別冊 (Enterprise Cloud1.0 サービス)の提供を令和 4 年 3 月 31 日に廃止し、スペインデータセンターにおける別冊(Enterprise Cloud1.0 サービス)の提供を令和 3 年 10 月 31 日に廃止します。
3 この改定規定実施の際現に改正前の規定により提供している、US1、UK1、DE1、SG1 及び HK1 リージョンにおける別冊(Enterprise Cloud2.0 サービス)の提供を令和 5 年 3 月 31 日に廃止し、FR1 リージョンにおける別冊 (Enterprise Cloud2.0 サービス)の提供を令和 3 年 10 月 31 日に廃止します。
4 当社は、前 2 項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生

するものを含みます。)については、責任を負いません。
5 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお、従前のとおりとします。

附則 (令和 2 年 10 月5 日 DPSサ第 00696530 号)
この改正規定は、令和 2 年 10 月5 日から実施します。

附則 (平成 29 年 6 月 30 日 CL第 00211465)
1 本規約は、令和 2 年 10 月 31 日から実施します。
2 この改定規定実施の際現に改正前の規定により提供している、米国データセンタにおける別冊 (Enterprise Cloud1.0 サービス)の提供を令和 2 年 10 月 31 日に廃止します。なお、米国データセンターにおけるサービス提供の廃止は、平成 29 年 6 月 30 日に行った規約改定によるものです。
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害(現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。)については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお、従前のとおりとします。
6 この改正規定実施前に、改正前の規定により適用している Enterprise Cloud1.0 サービスの米国データセンタの料金は、Smart Data Platform サービス利用規約 別冊(Enterprise Cloud 1.0 サービス)別紙 5 「ECL1.0 米国データセンタ料金表 2020 年 10 月 31 日改定以前」の通りです。

附則 (令和2 年 10 月30 日 DPSサ第 00707180 号)
この改正規定は、令和 2 年11 月2 日から実施します。

附則 (令和 2 年 10 月28 日 DPSサ第 00706109 号)
この改正規定は、令和 2 年 11 月3 日から実施します。

附則 (令和 2 年 11 月17 日 DPSサ第 00712682 号)
この改正規定は、令和 2 年 11 月18 日から実施します。

附則 (令和 2 年 11 月30 日 DPSサ第 00716840 号)
この改正規定は、令和 2 年 11 月30 日から実施します。

附則 (令和 2 年 11 月27 日 DPSサ第 00716305 号)
この改正規定は、令和 2 年 11 月30 日から実施します。

附則 (令和 2 年 12 月9 日 DPSサ第 00720683 号)
この改正規定は、令和 2 年 12 月14 日から実施します。

附則 (令和 2 年 12 月23 日 DPSサ第 00727582 号)
この改正規定は、令和 3 年 1 月 6 日から実施します。

附則 (令和 2 年 12 月25 日 DPSサ第 00728478 号)
この改正規定は、令和 3 年 1 月 6 日から実施します。

附則 (令和 3 年 2 月18 日 DPSサ第 00745364 号)
この改正規定は、令和 3 年 2 月 24 日から実施します。

附則 (令和 3 年 2 月18 日 DPSサ第 00745903 号)
この改正規定は、令和 3 年 2 月 25 日から実施します。

附則 (令和 3 年 4 月5 日 DPSサ第 00772742 号)
この改正規定は、令和 3 年 4 月 6 日から実施します。

附 則 （令和 3 年 4 月12 日 DPSサ第 00774838 号）
この改正規定は、令和 3 年 4 月 12 日から実施します。

附 則 （令和 3 年 4 月12 日 DPSサ第 00774838 号）
この改正規定は、令和 3 年 4 月 12 日から実施します。

附則 （令和 3 年 4 月 22 日 DPSサ第 00778647 号）
この改正規定は、令和 3 年 4 月 23 日から実施します。

附則 （令和 3 年 4 月 30 日 DPSク第 00780831 号）
1 この改正規定は、令和 3 年 4 月 30 日から実施します。
2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分に変更して改正規定を適用します。

別記
1. 用語の定義

用語	用語の意味
匿名加工情報作成ソフトウェア	NTT テクノクロス株式会社(以下、「テクノクロス」といいます。)が提供する匿名加工情報作成ソフトウェアに係るソフトウェアであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。

2 項～9 項(略)
10 匿名加工情報作成ソフトウェアに係るもの
10.1 匿名加工情報作成ソフトウェアの利用については、本規約の定めに加え、匿名加工情報作成ソフトウェア使用許諾約款(https://ecl.ntt.com/files/匿名加工情報作成ソフトウェア使用許諾契約約款.pdf)（以下、「使用許諾約款」といいます。)が適用されます。
使用許諾約款の内容に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。なお、本規約と使用許諾約款の条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。
10.2～10.3 (略)
10.4 テクノクロスが匿名加工情報作成ソフトウェアの提供を中止または停止する場合、当社は同サービスの提供を中止または停止するものとします。

10.5 テクノクロスがと匿名加工情報作成ソフトウェアに係る料金(テクノクロスが当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定する匿名加工情報作成ソフトウェアに係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

別記
1. 用語の定義

用語	用語の意味
データ匿名化 tasokarena	NTT テクノクロス株式会社(以下、「テクノクロス」といいます。)が提供する匿名加工情報作成ソフトウェア tasokarena に係るソフトウェアであって、ECL2.0 を通じて利用可能なもの。

2 項～9 項(略)
10 データ匿名化 tasokarena に係るもの
10.1 データ匿名化 tasokarena の利用については、本規約の定めに加え、匿名加工情報作成ソフトウェア使用許諾約款(https://ecl.ntt.com/files/匿名加工情報作成ソフトウェア使用許諾契約約款.pdf)（以下、「使用許諾約款」といいます。)が適用されます。
使用許諾約款の内容に変更があった場合は、その変更されたものが適用されるものとします。なお、本規約と使用許諾約款の条件に齟齬が生じる場合は、本規約の条件が優先して適用されるものとします。
10.2～10.3 (略)
10.4 テクノクロスが匿名加工情報作成ソフトウェア tasokarena の提供を中止または停止する場合、当社は同サービスの提供を中止または停止するものとします。
10.5 テクノクロスが匿名加工情報作成ソフトウェア tasokarena に係る料金(テクノクロスが当社に対して請求するものをいいます)を値上げする場合、当社はその値上げに応じて、料金表に規定するデータ匿名化 tasokarena に係る利用料金を値上げすることができるものとします。その利用料金の値上げにあたっては、当社はあらかじめ契約者に対して通知するものとします。

料金表(ECL2.0)
第2表 メニュー及びプランに係る提供条件等
(8) ミドルウェアに係るもの

メニュー	提供条件等
匿名加工情報作成ソフトウェア	1 本メニューは、ECL2.0 上で匿名加工情報作成ソフトウェアを提供します。 2 本メニューは、JP リージョンでのみで利用できます。

料金表(ECL2.0)
第2表 メニュー及びプランに係る提供条件等
(8) ミドルウェアに係るもの

メニュー	提供条件等
データ匿名化 tasokarena	1 本メニューは、匿名加工情報作成ソフトウェア tasokarena を提供します。 2 本メニューは、日本国でのみで利用できます。

第3表　メニュー及びプランに係る算定方法
(8) ミドルウェアに係るもの

メニュー	算定方法
匿名加工情報作成ソフトウェア	本メニューは、申込承諾月の 22 日までの申込みの場合は、翌月からの課金となります。申込承諾月の 23 日以降の申込みの場合は、翌々月からの課金開始となります。

第3表　メニュー及びプランに係る算定方法
(8) ミドルウェアに係るもの

メニュー	算定方法
データ匿名化 tasokarena	本メニューは、利用開始月は無料となり、翌月からの課金となります。

附則　（令和 3 年 5 月 20 日　DPS サ第 00786158 号）

（実施期日）

1　この改正規定は、令和 3 年 5 月 26 日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表の左欄の改正事項については、それぞれ同表の右欄の期日から実施します。

共通編第 24 条(データの取扱)の改正 共通編第 25 条(データの利用)の改正 共通編第 26 条(データの消去)の改正	(1) 改正前においては別冊(Professional Support Services)、別冊(Distributed Secure Internet GateWay サービス)又は別冊(Flexible Remote Access)により提供していたメニュー等の場合：令和 3 年 5 月 26 日 (2) (1)以外の場合：令和 3 年 6 月 26 日
共通編第 32 条(契約者の義務)の改正	(1) 改正前においては別冊(Super OCN Flexible Connect)又は別冊(Flexible Remote Access)により提供していたメニュー等の場合：令和 3 年 5 月 26 日 (2) (1)以外の場合：令和 3 年 6 月 26 日
共通編第 15 条(当社が行う SDPF サービスの利用に係る契約の解除)の改正	(1) 改正前においては別冊(Super OCN Flexible Connect)又は別冊(IoT)により提供していたメニュー等の場合：令和 3 年 5 月 26 日 (2) (1)以外の場合：令和 3 年 6 月 26 日

（経過措置）

2　当社は、この改正規定の日において、次表の左欄に掲げる別冊を廃止し、右欄に掲げる別冊を制定します。

(1) 別冊(Enterprise Cloud 2.0 サービス)	(1) 別冊(データ利活用)
(2) 別冊(Flexible InterConnect サービス)	(2) 別冊(クラウド/サーバー)
(3) 別冊(Professional Support Services)	(3) 別冊(ネットワーク)
(4) 別冊(Distributed Secure Internet GateWay サービス)	(4) 別冊(IoT)
(5) 別冊(Super OCN Flexible Connect)	(5) 別冊(モニタリング/監査)
(6) 別冊(IoT)	(6) 別冊(サポート)
(7) 別冊(Flexible Remote Access)	

3　この改正規定実施の際現に、この附則の2の表の左欄の別冊の規定により提供しているメニュー等は、この改正規定実施の日において、附則別表 1 に定めるところにより、この附則の2の表の右欄の別冊の規定により提供するメニュー等とみなして取り扱います。この場合において、附則別表 1 の右欄のメニュー等に記載のない細目については、附則別表 1 の左欄のメニュー等に係る細目に相当するものとします。

4　契約者又は第三者と当社との間で、改正前の別冊(Enterprise Cloud 2.0 サービス)に規定する Enterprise Cloud 2.0 サービスの提供又は販売に関する別段の合意(以下、この附則及び附則別表 2 において「個別契約」といいます。)がある場合は、この改正規定実施の日以降、当該個別契約における「Enterprise Cloud 2.0 サービス」(「Enterprise Cloud 2.0」、「ECL2.0」、その他 Enterprise Cloud 2.0 サービスを示すと合理的に解釈し得る用語を含みます。以下、この附則及び附則別表 2 において「ECL2.0」といいます。)の用語が表す意味については、附則別表 2 に定めるところによります。

5　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

6　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附則　（令和 3 年 6 月 2 日　DPSサ第 00790721 号）

この改正規定は、令和 3 年 6 月 4 日から実施します。

附則 （令和 3 年 6 月 22 日 DPSサ第 00797606 号）
この改正規定は、令和 3 年 6 月 28 日から実施します。

附則 （令和 3 年 6 月 25 日 DPSサ第 00799465 号）
この改正規定は、令和 3 年 6 月 30 日から実施します。

附則 （令和 3 年 7 月 1 日 DPS サ第 00801808 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のメニュー等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー等とみなして取り扱います。

Super OCN Flexible Connect IP アドレスリソース	Super OCN Flexible Connect OCN 割当 IP アドレスリソース

附則 （令和 3 年 7 月 2 日 DPS サ第 00802324 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 6 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のメニューは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニューとみなして取り扱います。

IoT Connect Mobile Type S	IoT Connect Mobile Type S インターネット接続タイプ

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則 （令和 3 年 7 月 20 日 DPS ク第 00807974 号）
この改正規定は、令和 3 年 7 月 20 日から実施します。

附則 （令和 3 年 8 月 10 日 DPS サ第 00814698 号）
この改正規定は、令和 3 年 8 月 13 日から実施します。

附則 （令和 3 年 9 月 3 日 DPS サ第 00822639 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 3 年 9 月 11 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のメニュー等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー等とみなして取り扱います。

Distributed Secure Internet GateWay（DSIGW） Small セル Large セル	Distributed Secure Internet GateWay（DSIGW） Small-BE セル Large-BE セル

附則 （令和 3 年 8 月 14 日 DPS ク第 00815243 号）
この改正規定は、令和 3 年 9 月 27 日から実施します。

附則 （令和 3 年 9 月 22 日 DPS サ第 00829540 号）
この改正規定は、令和 3 年 9 月 27 日から実施します。

附則 （令和 3 年 9 月 27 日 DPS サ第 00830780 号）
この改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

附則 （令和 3 年 10 月 12 日 DPS サ第 00836448 号）
この改正規定は、令和 3 年 10 月 18 日から実施します。

附則 （令和 3 年 10 月 15 日 DPS サ第 00837766 号）
この改正規定は、令和 3 年 10 月 20 日から実施します。

附則 （令和 3 年 10 月 26 日 DPS ク第 00842203 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 3 年 10 月 31 日から実施します。
（経過措置）
2 令和 2 年 10 月 5 日の改正規定(令和 2 年 9 月 29 日 DPS サ第 00695540 号)の附則第 2 項を次のとおりあらためます。
(1) 改正前
2 この改定規定実施の際現に改正前の規定により提供している、英国、フランス、スペイン、シンガポール、香港、タイ及びマレーシアデータセンターにおける別冊(Enterprise Cloud1.0 サービス)の提供を令和 4 年 3 月 31 日に廃止します。
(2) 改正後
2 この改定規定実施の際現に改正前の規定により提供している、英国、フランス、シンガポール、香港、タイ及びマレーシアデータセンターにおける別冊(Enterprise Cloud1.0 サービス)の提供を令和 4 年 3 月 31 日に廃止し、スペインデータセンターにおける別冊(Enterprise Cloud1.0 サービス)の提供を令和 3 年 10 月 31 日に廃止します。
3 令和 2 年 10 月 5 日の改正規定(令和 2 年 9 月 29 日 DPS サ第 00695540 号)の附則第 3 項を次のとおりあらためます。
(1) 改正前
3 この改定規定実施の際現に改正前の規定により提供している、US1、UK1、FR1、DE1、SG1 及び HK1 リージョンにおける別冊 (Enterprise Cloud2.0 サービス)の提供を令和 5 年 3 月 31 日に廃止します。
(2) 改正後
3 この改定規定実施の際現に改正前の規定により提供している、US1、UK1、DE1、SG1 及び HK1 リージョンにおける別冊 (Enterprise Cloud2.0 サービス)の提供を令和 5 年 3 月 31 日に廃止し、FR1 リージョンにおける別冊 (Enterprise Cloud2.0 サービス)の提供を令和 3 年 10 月 31 日に廃止します。
4 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
5 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお、従前のとおりとします。

附則 （令和 3 年 11 月 10 日 DPS ク第 00846509 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 3 年 11 月 12 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、別冊(クラウド/サーバー)における次のメニューについては、提供を令和 4 年 12 月 31 日を以てサービス提供を廃止します。
(1) 別紙 5 ストレージの(2) ファイルストレージの B プレミアム
(2) 別紙 7 ミドルウェア/ライセンスの(6) SAP HANA
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則 （令和 3 年 11 月 10 日 DPS5G 第 00846666 号）
この改正規定は、令和 3 年 11 月 12 日から実施します。

附則 （令和 3 年 11 月 19 日 DPS サ第 00849608 号）
この改正規定は、令和 3 年 11 月 19 日から実施します。

附則 （令和 3 年 11 月 25 日 DPS ク第 00851443 号）
この改正規定は、令和 3 年 11 月 26 日から実施します。

附則 （令和 3 年 11 月 29 日 DPS 企第 00852857 号）
この改正規定は、令和 3 年 12 月 7 日から実施します。

附則 （令和 3 年 12 月 8 日 DPS ク第 00856131 号）
この改正規定は、令和 3 年 12 月 8 日から実施します。

附則 （令和 3 年 12 月 14 日 DPS ク第 00859043 号）
1 この改正規定は、令和 3 年 12 月 20 日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施前に、改正前の規定に定める次表の左欄のメニュー・区分は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー・区分にそれぞれ読み替えて改正規定を適用します。

Professional Support Services(PSS)		
プラン等		
クラウド	タイプ 2(クラウド/サーバー)	運用支援(アドバンスドプラン)

Professional Support Services(PSS)		
プラン等		
クラウド	タイプ 2(クラウド/サーバー)	運用支援(ベーシックプラス)

附則 （令和 3 年 12 月 22 日 DPS ク第 00863115 号）
この改正規定は、令和 4 年 1 月 4 日から実施します。

附則 （令和 4 年 1 月 7 日 DPSク第 00866862 号）
この改正規定は、令和 4 年 1 月 17 日から実施します。

附則 （令和 4 年 1 月 25 日 DPS ク第 0872544 号）
(実施期日)
1 この改正規定は、令和 4 年 1 月 25 日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、別冊(クラウド/サーバー)における別紙 10 バックアップの(2) バックアップ ローカル／ダブル保管については、以下の内容でサービス提供を廃止します。
(1) JP1, JP2, JP4, JP5 リージョンにおけるの提供を令和 4 年 1 月 31 日に廃止します。
(2) US1, UK1, DE1, FR1, SG1, HK1 リージョンを令和 4 年 3 月 31 日に廃止します。
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則 （令和 3 年 12 月 23 日 DPS ク第 00864056 号）
この改正規定は、令和 4 年 1 月 27 日から実施します。

附則 （令和 3 年 1 月 28 日 DPS サ第 00874601 号）
この改正規定は、令和 4 年 2 月 2 日から実施します。

附則 （令和 4 年 2 月 14 日 DPS ク第 00880111 号）
この改正規定は、令和 4 年 2 月 16 日から実施します。

附則 （令和 4 年 3 月 22 日 DPS5G 第 00898307 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 4 年 3 月 28 日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社から設定用 SIM カードを貸与されている契約者は、改正前の規定における IoT Connect Gateway の解約により設定用 SIM カードが不要となった場合の取扱いに準じて、自己の責任と費用負担において、法令に従い、設定用 SIM カードを処分するものとします。
3 当社は、IoT Connect Gateway について、日本標準時の令和 4 年 3 月 1 日から協定世界時の令和 4 年 3 月 31 日までを令和 4 年 3 月利用分として利用料金を計算します。

附則 （令和 4 年 3 月 25 日 DPS サ第 00901896 号）
この改正規定は、令和 4 年 3 月 29 日から実施します。

附則 （令和 4 年 3 月 29 日 DPS ク第 00904922 号）
この改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日から実施します。

附則 （令和 4 年 3 月 29 日 DPS ク第 00904921 号）
1 この改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、別冊(クラウド/サーバー)における別紙 4 コンテナ管理の(1) Red Hat OpenShift Platform について、サービス提供を廃止します。
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則 （令和 4 年 4 月 1 日 DPS ク第 00907603 号）
この改正規定は、令和 4 年 4 月 5 日から実施します。

附則 （令和 4 年 4 月 7 日 DPS サ第 00909314 号）
この改正規定は、令和 4 年 4 月 13 日から実施します。

附則 （令和 4 年 4 月 12 日 DPS サ第 00910618 号）
この改正規定は、令和 4 年 4 月 18 日から実施します。

附則 （令和4年4月13日 APS2サ第00910695号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和4年4月18日から実施します。
（経過措置）
2 この規約実施の際現に、当社のモバイルコネクトType2サービス利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、令和4年7月1日（令和5年3月31日を期限としてその契約者と当社とで別に合意した日がある場合は、その日）において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルコネクトType2サービス利用規約 モバイルコネクトType2サービスに係る契約	Smart Data Platformサービス利用規約 Smart Data Platformサービスに係る契約

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（令和 4 年 4 月 21 日 DPS サ第 00913800 号）
この改正規定は、令和 4 年 4 月 22 日から実施します。

附則（令和 4 年 5 月 26 日 DPS ク第 00924108 号）
この改正規定は、令和 4 年 6 月 1 日から実施します。

附則（令和 4 年 6 月 28 日 DPS ク第 00937513 号）

この改正規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

附則（令和 4 年 6 月 28 日　DPS ク第 00937514 号）
この改正規定は、令和 4 年 7 月 6 日から実施します。

附則（令和 4 年 6 月 30 日　DPS5G 第 00938657 号）
この改正規定は、令和 4 年 7 月 7 日から実施します。

附則（令和 4 年 7 月 5 日　CNS1 サ第 00939859 号）
この改正規定は、令和 4 年 7 月 12 日から実施します。

附則（令和 4 年 6 月 28 日　DPS サ第 00936786 号）
（実施期日）
1　この改正規定は、令和 4 年 8 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則（令和 4 年 8 月 5 日　CNS2 サ第 00949858 号）
この改正規定は、令和 4 年 8 月 12 日から実施します。

附則（令和 4 年 8 月 10 日　CNS2 サ第 00951274 号）
この改正規定は、令和 4 年 8 月 22 日から実施します。

附則　（令和 4 年 8 月 5 日　CNS2 サ第 00949858 号）
（実施期日）
1　この改正規定は、令和 4 年 8 月 31 日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則（令和 4 年 9 月 1 日　5GI サ第 00957445 号）
この改正規定は、令和 4 年 9 月 5 日から実施します。

附則（令和 4 年 9 月 16 日　CNS1 サ第 00963397 号）
（実施期日）
1　この改正規定は、令和 4 年 9 月 20 日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のメニューは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニュー等とみなして取り扱います。

Super OCN Flexible Connect	Super OCN Flexible Connect トラフィック課金プラン

附則（令和 4 年 9 月 22 日　CNS1 サ第 00964999 号）
この改正規定は、令和 4 年 9 月 27 日から実施します。

附則（令和 4 年 9 月 24 日　CNS2 サ第 00965502 号）
この改正規定は、令和 4 年 10 月 1 日から実施します。

附則（令和 4 年 10 月 17 日　5GI サ第 00974169 号）
（実施期日）
1　この改正規定は、令和 4 年 10 月 19 日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のメニュー(プロファイルステータスが未開通のも

のを除きます。)は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニューとみなして取り扱います。

IoT Connect Mobile Type S	IoT Connect Mobile Type S 通常モード

附則(令和 4 年 10 月 18 日 CNS1 サ第 00974633 号)
この改正規定は、令和 4 年 10 月 25 日から実施します。

附則(令和 4 年 10 月 20 日 CNS1 サ第 00975539 号)
この改正規定は、令和 4 年 10 月 26 日から実施します。

附則(令和 4 年 10 月 19 日 CNSデ第 00974949 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、令和 4 年 11 月 1 日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則(令和 4 年 12 月 5 日 5GI サ第 00990659 号)
この改正規定は、令和 4 年 12 月 6 日から実施します。

附則(令和 4 年 12 月 7 日 5GI サ第 00991734 号)
この改正規定は、令和 4 年 12 月 13 日から実施します。

附則(令和 4 年 12 月 12 日 CN2 サ第 00993350 号)
1 この改正規定は、令和 4 年 12 月 16 日から実施します。
2 令和 3 年 11 月 12 日の改正規定(令和 3 年 11 月 10 日 DPS ク第 00846509 号)の附則第 2 項を次のとおりあらためます。
(1) 改正前
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、別冊(クラウド/サーバー)における次のメニューについては、提供を令和 4 年 12 月 31 日を以てサービス提供を廃止します。
(1) 別紙 5 ストレージの(2) ファイルストレージの B プレミアム
(2) 別紙 7 ミドルウェア/ライセンスの(6) SAP HANA
(2) 改正後
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、別冊(クラウド/サーバー)における次のメニューについては、提供を令和 5 年 3 月 31 日を以てサービス提供を廃止します。
(1) 別紙 5 ストレージの(2) ファイルストレージの B プレミアム
(2) 別紙 7 ミドルウェア/ライセンスの(6) SAP HANA
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害(現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。)については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則(令和 4 年 12 月 21 日 CNS1 サ第 00997854 号)
この改正規定は、令和 5 年 1 月 11 日から実施します。

附則(令和 5 年 1 月 24 日 CNS1 サ第 01007728 号)
この改正規定は、令和 5 年 1 月 30 日から実施します。

附則(令和 4 年 12 月 16 日 CNS2 サ第 00995865 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、令和 5 年 1 月 31 日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則(令和 5 年 2 月 1 日 5GI サ第 01011791 号)
この改正規定は、令和 5 年 2 月 6 日から実施します。
ただし、この改正規定中、次表の左欄の改正事項については、それぞれ同表の右欄の期日から実施します。

共通編第 46 条(反社会的勢力等の排除)の追加	(1) 別冊(IoT)により提供する Things Cloud の場合: 令和 5 年 2 月 6 日 (2) (1)以外の場合:令和 5 年 3 月 8 日

附則 (令和 5 年 1 月 19 日 CNS1 サ第 01006259 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、令和 5 年 2 月 22 日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している次表の左欄の料金は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の料金として取り扱います。

Flexible InterConnect FIC-Connection Amazon Web Services 接続 L3 接続に係る料金	Flexible InterConnect FIC-Connection Amazon Web Services 接続 L3 接続に係る料金(基本額)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している Flexible InterConnect の FIC-Connection Amazon Web Services 接続(L3 接続のものに限ります。)においては、当分の間、加算額を適用しないものとします。

附則 (令和 5 年 1 月 24 日 CNS1 サ第 01007726 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、令和 5 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)
2 当社は、Flexible Remote Access について、日本標準時の令和 5 年 2 月 1 日から協定世界時の令和 5 年 2 月 28 日までの期間を令和 5 年 2 月の料金月として、その利用料金を計算します。
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則 (令和 5 年 2 月 21 日 CNS1 サ第 01019542 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、令和 5 年 3 月 1 日から実施します。
(経過措置)
2 当社は、らくらくソリューションのストレージ・リモートアクセスに係るリモートアクセス機能について、日本標準時の令和 5 年 2 月 1 日から協定世界時の令和 5 年 2 月 28 日までの期間を令和 5 年 2 月の料金月として、その利用料金を計算します。
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則 (令和 5 年 3 月 15 日 CNS2 サ第 01033004 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、令和 5 年 3 月 17 日から実施します。

附則 (令和 5 年 3 月 15 日 CNS2 サ第 01032999 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、令和 5 年 3 月 23 日から実施します。

附則 （令和 5 年 3 月 16 日 CNS1 サ第 01034089 号）
この改正規定は、令和 5 年 3 月 24 日から実施します。

附則 （令和 5 年 3 月 24 日 CNS1 サ第 01039761 号）
この改正規定は、令和 5 年 3 月 27 日から実施します。

附則 （令和 5 年 3 月 20 日 CNS1 サ第 01036385 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 5 年 3 月 31 日から実施します。
（経過措置）
2 削除
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（令和 5 年 3 月 27 日 CNS2 サ第 01042012 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 5 年 3 月 31 日から実施します。
（経過措置）
2 当社は、改正前の規定により提供している、別冊(クラウド/サーバー)の海外(US1、UK1、DE1、SG1、HK1)リージョンにおけるメニュー、及び、別冊(ネットワーク)の海外(US1、UK1、DE1、SG1、HK1)リージョンにおける以下のメニューについては、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止します。
(1) 別紙 1 相互接続/関連サービス提供条件等における以下のメニュー
・(2) クラウド/サーバー インターネット接続ゲートウェイ
・(3) クラウド/サーバー コロケーション接続
・(4) クラウド/サーバー テナント間接続
・(5) クラウド/サーバー Enterprise Cloud 1.0 接続
・(6) クラウド/サーバー SD-Exchange Amazon Web Services 接続
・(7) クラウド/サーバー SD-Exchange Google Cloud Platform 接続
・(8) クラウド/サーバー SD-Exchange Microsoft Azure 接続
(2) 別紙 2 インターネット/関連サービス提供条件等における以下のメニュー
・(2) DNS
・(3) Akamai FastDNS
・(4) Akamai Global Server Load Balance
(3) 別紙 3 クラウド/サーバー ローカルネットワーク提供条件等における以下のメニュー
・(1) ロジカルネットワーク
・(2) ロードバランサー
(4) 別紙 4 クラウド/サーバー ネットワークセキュリティ提供条件等における以下のメニュー
・(1) ファイアウォール
・(2) Managed Firewall
・(3) Managed UTM
・(4) Managed WAF
3 当社は、改正前の規定により提供している、別冊(ネットワーク)の別紙 1 相互接続/関連サービス提供条件等における以下のメニューについては、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止します。
・(6)クラウド/サーバー SD-Exchange Amazon Web Services 接続
・(7)クラウド/サーバー SD-Exchange Google Cloud Platform 接続
・(8)クラウド/サーバー SD-Exchange Microsoft Azure 接続
4 当社は、改正前の規定により提供している、別冊(ネットワーク)の別紙 4 クラウド/サーバー ネットワークセキュリティ提供条件等における以下のメニューについては、令和 5 年 3 月 31 日をもってを廃止します。
・ファイアウォールの Brocade 5600 vRoute
5 当社は、前 3 項のメニュー廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則(令和 5 年 3 月 28 日　CNS2 サ第 01042633 号)
(実施期日)
1　この改正規定は、令和 5 年 4 月 10 日から実施します。
(契約移行)
2　当社は、当社の Universal One サービス契約約款に係る次表の左欄の契約について、契約移行日(この改正規定実施の日以後において、当社が契約ごとに行う通知に定める日をいいます。)をもって、同表の右欄の契約に移行します。

国際VPN契約 Arcstar Univeral One サービス　サービス提供条件書に規定するデータセンタタイプに係るもの	SDPF サービスに係る契約 相互接続/関連サービス クラウド/サーバー リージョン間接続に係るもの

附則(令和 5 年 4 月 4 日　CNS2 サ第 000400000001-01 号)
(実施期日)
1　この改正規定は、令和 5 年 4 月 10 日から実施します。

附則(令和 5 年 4 月 14 日　5GI サ第 000400000056-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 4 月 18 日から実施します。

附則(令和 5 年 3 月 14 日　CNS デ第 01032398 号)
この改正規定は、令和 5 年 4 月 20 日から実施します。

附則(令和 5 年 5 月 29 日　5GI サ第 000400000448-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 6 月 2 日から実施します。

附則(令和 5 年 6 月 6 日　CNS1 サ第 000400001049-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 6 月 12 日から実施します。

附則 (令和 5 年 7 月 24 日　5GI サ第 000400001221-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 7 月 26 日から実施します。

附則 (令和 5 年 7 月 28 日　5GI サ第 000400001286-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 7 月 31 日から実施します。

附則 (令和 5 年 7 月 19 日　CNS1 サ第 000400002080-01 号)
(実施期日)
1　この改正規定は、令和 5 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
2　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (令和 5 年 8 月 2 日　CNS1 サ第 000400002267-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 8 月 9 日から実施します。

附則 (令和 5 年 8 月 21 日　CNS3 サ第 000400000042-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 8 月 25 日から実施します。

附則 (令和 5 年 8 月 25 日　5GI サ第 000400001605-01 号)
(実施期日)
1　この改正規定は、令和 5 年 9 月 1 日から実施します。
(経過措置)
2　当社は、Things Cloud の API コール超過料については、協定世界時の令和 5 年 8 月 1 日から日本標準時の令和 5 年 8 月 31 日までの期間を令和 5 年 8 月の料金月として、その利用料金を計算します。

附則 (令和 5 年 9 月 13 日　CNS1 サ第 000400002745-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 9 月 14 日から実施します。

附則 (令和 5 年 8 月 25 日　5GI サ第 000400001594-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 9 月 19 日から実施します。

附則 （令和 5 年 9 月 11 日 CNS1 サ第 000400002683-01 号）
この改正規定は、令和 5 年 9 月 25 日から実施します。

附則（令和 5 年 8 月 21 日 CNS3 サ第 000400000039-01 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 5 年 9 月 29 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、別冊(クラウド/サーバー)における別紙 1 ハイパーバイザーの(3) VMware Cloud Foundation については、令和 5 年 9 月 29 日をもって廃止します。
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則 （令和 5 年 9 月 27 日 5GI サ第 000400002070-01 号）
この改正規定は、令和 5 年 9 月 29 日から実施します。

附則 （令和 5 年 9 月 25 日 CNS1 サ第 000400002870-01 号）
実施期日）
1 この改正規定は、令和 5 年 9 月 30 日から実施します。
（経過措置）
2 当社は、令和 5 年 9 月 30 日付で、CNS1 サ第 01036385 号（令和 5 年 3 月 20 日）の附則の 2 を削除します。
3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則 （令和 5 年 3 月 15 日 CNS2 サ第 01033004 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 5 年 9 月 30 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、別冊(クラウド/サーバー)における次のメニューについては、提供を令和 5 年 9 月 30 日を以てサービス提供を廃止します。
(1) 別紙 5 ストレージの(2) ファイルストレージの B プレミアム
(2) 別紙 7 ミドルウェア/ライセンスの(6) SAP HANA
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則 （令和 5 年 8 月 21 日 CNS3 サ第 000400000028-01 号）
この改正規定は、令和 5 年 10 月 1 日から実施します。

附則 （令和 5 年 9 月 22 日 CNS3 サ第 000400000096-01 号）
1 この改正規定は、令和 5 年 10 月 31 日から実施します。
2 当社は、令和 8 年 1 月 1 日をもって廃止することとしていた、別冊(ネットワーク)における別紙 2 インターネット/関連サービスの(4) Akamai Global Server Load Balance について、令和 5 年 10 月 31 日をもって廃止します。
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとしま

す。

附則(令和 5 年 10 月 30 日 CNS3 サ第 000400000160-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 11 月 2 日から実施します。

附則 (令和 5 年 11 月 6 日 5GI サ第 000400002735-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 11 月 14 日から実施します。

附則 (令和 5 年 11 月 17 日 CNS3 サ第 000400000183-01 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、令和 5 年 12 月 2 日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、別冊(Enterprise Cloud1.0 サービス)の Enterprise Cloud1.0 サービス及び別冊(ネットワーク)における別紙 1 相互接続/関連サービス提供条件等の(5) クラウド/サーバー Enterprise Cloud 1.0 接続については、令和 5 年 12 月 2 日を以て廃止します。
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害(現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。)については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則 (令和 5 年 12 月 18 日 CNS1 サ第 000400003975-01 号)
この改正規定は、令和 5 年 12 月 19 日から実施します。
ただし、docomo business RINK のメニューのうち、ベストエフォート IPoE 接続 光一括提供型の提供については、本規約の共通編及び別冊(ネットワーク)の双方において、令和 6 年 1 月 19 日から実施します。

附則 (令和 5 年 12 月 6 日 CNS デ第 000400002192-01 号)
この改正規定は、令和 6 年 1 月 12 日から実施します。

附則 (令和 6 年 1 月 17 日 CNS1 サ第 000400004475-01 号)
この改正規定は、令和 6 年 1 月 22 日から実施します。

附則 (令和 6 年 1 月 30 日 5GI サ第 000400003948-01 号)
この改正規定は、令和 6 年 1 月 31 日から実施します。

附則 (令和 6 年 3 月 12 日 CNS3 サ第 000400000336-01 号)
この改正規定は、令和 6 年 3 月 15 日から実施します。

附則 (令和 6 年 3 月 14 日 CNS1 サ第 000400005334-01 号)
この改正規定は、令和 6 年 3 月 27 日から実施します。

附則 (令和 6 年 2 月 19 日 CNS1 サ第 000400004857-01 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施前に、ドコモの固定 VPN 付加価値情報基盤サービス利用規約(以下、「旧規約」といいます。)の規定により当社が提供していた次表左欄の付加価値情報基盤サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、当社の Smart Data Platform サービス利用規約(以下「新規約」といいます。)の規定により当社が締結した同表右欄の Smart Data Platform サービスに係る契約に移行したものとします。

ドコモの固定 VPN 付加価値情報基盤サービス利用規約 付加価値情報基盤サービス	Smart Data Platform サービス利用規約 Smart Data Platform サービス

3 本附則の 2 の場合において、次表左欄のドコモの固定 VPN 付加価値情報基盤サービス利用規約共通編及び別冊(Flexible InterConnect サービス)にて定める Flexible InterConnect サービス及びその配下のメニュー等は、同表右欄の Smart Data Platform サービス利用規約 共通編及び別冊(ネットワーク) 相互接続/関連サービスにて定める Flexible InterConnect 及びその配下のメニュー等へ移行したものとします。

ドコモの固定 VPN　付加価値情報基盤サービス利用規約　共通編及び別冊(Flexible InterConnect　サービス) Flexible InterConnect　サービス FIC リソースに係るもの FIC-Port FIC-Router L3-Component FIC-Connection SDPF Cloud/Server 接続 Amazon Web Services 接続 Microsoft Azure ExpressRoute 接続 Microsoft Azure Peering Service 接続 Google Cloud Platform 接続 Universal One サービス接続 Wasabi オブジェクトストレージ接続	Smart Data Platform サービス利用規約　共通編及び別冊(ネットワーク) 相互接続/関連サービス Flexible InterConnect FIC-Port に係るもの FIC-Router に係るもの L3-Component に係るもの FIC-Connection に係るもの b 以外のもの FIC-Connection SDPF Cloud/Server 接続 Amazon Web Services 接続 Microsoft Azure ExpressRoute 接続 Microsoft Azure Peering Service 接続 Google Cloud 接続 Universal One サービス接続 Wasabi オブジェクトストレージ接続

4 この改正規定実施の際現に旧規約の規定により当社が提供している FIC-Port については、新規約による提供においてキャンセル料を要しません。

5 旧規約により締結された契約に係る次の事項については、新規約による契約において、なお従前のとおりとします。

(1) テナント

(2) 本附則の 3 の表に掲げるものに係るメニュー又はプラン等

(3) 期間に係る起算日時、標準時間

6 この改正規定実施前に、旧規約により生じた支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。

7 この改正規定実施前に、旧規約によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則 (令和 6 年 4 月 4 日　CNS1 サ第 000400005928-01 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 6 年 5 月 8 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則 (令和 6 年 6 月 19 日　CNS1 サ第 000400006633-01 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 6 年 6 月 26 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のメニューは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のメニューとみなして取り扱います。

Distributed Secure Internet GateWay(DSIGW)	Flexible Secure Gateway(FSG)

附則 (令和 6 年 6 月 24 日　CNS3 サ第 000400000563-01 号)

この改正規定は、令和 6 年 6 月 28 日から実施します。

附則 (令和 6 年 6 月 26 日　CNS1 サ第 000400006748-01 号)

この改正規定は、令和 6 年 6 月 28 日から実施します。

附則 (令和 6 年 5 月 28 日　CNS3 サ第 000400000504-01 号)

この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

附則 （令和 6 年 6 月 19 日 CNS1 サ第 000400006620-01 号）
この改正規定は、令和 6 年 7 月 22 日から実施します。

附則 （令和 6 年 7 月 24 日 CNS3 サ第 000400000631-01 号）
この改正規定は、令和 6 年 7 月 30 日から実施します。

附則 （令和 6 年 8 月 3 日 CNS3 サ第 000400000643-01 号）
この改正規定は、令和 6 年 8 月 7 日から実施します。

附則 （令和 6 年 8 月 21 日 CNS3 サ第 000400000664-01 号）
1 この改正規定は、令和 6 年 8 月 23 日から実施します。
2 当社は、令和 8 年 1 月 1 日をもって廃止することとしていた、別冊(ネットワーク)における別紙 2 インターネット/関連サービス提供条件等の(3) Akamai FastDNS メニューについては、提供を令和 6 年 8 月 23 日をもって廃止します。
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害（現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則 （令和 6 年 8 月 20 日 CNS1サ第 000400007318-01 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則 （令和 6 年 10 月 28 日 CNS1 サ第 000400008216-01 号）
この改正規定は、令和 6 年 10 月 28 日から実施します。

附則 （令和 6 年 10 月 3 日 CNS3 サ第 000400000788-01 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 6 年 10 月 29 日から実施します。
（経過措置）
2 この規定実施前に、当社のクラウドマネジメントプラットフォーム規約の規定により締結していた次表左欄のクラウドマネジメントプラットフォームサービスに係る契約は、この規定実施の日において、当社の Smart Data Platform サービス利用規約の規定により締結する同表右欄の Smart Data Platform サービスに係る契約に移行したものとします。

クラウドマネジメントプラットフォーム規約 クラウドマネジメントプラットフォームサービス Basic プラン	Smart Data Platform サービス利用規約 Smart Data Platform サービス モニタリング/監査 リソースモニタリング Cloud Management Platform

3 この規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
4 この規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則 （令和 6 年 12 月 12 日 CNS3 サ第 000400000907-01 号）
この改正規定は、令和 6 年 12 月 13 日から実施します。

附則 （令和 6 年 12 月 12 日 CNS1 サ第 000400008613-01 号）
この改正規定は、令和 6 年 12 月 19 日から実施します。

附則 （令和 6 年 11 月 22 日 CNS3 サ第 000400000863-01 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 6 年 12 月 25 日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、別冊(データ利活用)の別紙 1 加工の(2)データ匿名化 tasokarena 及び別紙 3 分析の(1)データ分析 Alkano については、令和 6 年 12 月 25 日を以て廃止します。
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害(現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。)については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則 (令和 7 年 1 月 22 日 CNS1 サ第 000400009093-01 号)
この改正規定は、令和 7 年 1 月 29 日から実施します。

附則(令和 7 年 2 月 5 日 CNS3 サ第 000400001010-01 号)
この改正規定は、令和 7 年 2 月 7 日から実施します。

附則(令和 7 年 2 月 18 日 CNS1 サ第 000400009360-01 号)
この改正規定は、令和 7 年 2 月 26 日から実施します。

附則 (令和 7 年 2 月 27 日 CNS1 サ第 000400009465-01 号)
この改正規定は、令和 7 年 3 月 3 日から実施します。

附則(令和 7 年 2 月 5 日 CNS3 サ第 000400001010-01 号)
1 この改正規定は、令和 7 年 3 月 31 日から実施します。
2 当社は、別冊(クラウド/サーバー)における別紙 3 物理サーバーのベアメタルサーバーにおけるカスタムプランについては、提供を令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止します。
3 当社は、前項のサービス提供の廃止に伴い発生する損害(現に蓄積している情報の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。)については、責任を負いません。
4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のとおりとします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附則 (令和 7 年 2 月 25 日 5GI サ第 000400008891-01 号)
(実施期日)
1 この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
2 当社は、IoT Connect Mobile Type S のプロファイル切替有プランに係るプロファイルであって、その eSIM ステータス(当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に定めるものとします。)が「利用可能」以外のものについて、2025 年 4 月以降順次、以下の対応を実施するものとします。
(1) 当該プロファイルのプロファイルステータスを廃止に変更します。
(2) 当該プロファイルをポータル及び SIM カードから削除します。

附則別表1　メニュー等の移行（令和3年5月20日付DPSサ第00786158号関連）

2021年5月25日以前		
別冊	メニュー等	
Enterprise Cloud 2.0 サービス	サーバーに係るもの	ベアメタルサーバー
		仮想サーバー
		マネージド v プラットフォーム Powered by VM ware
		イメージ保存領域
	ストレージに係るもの	ブロックストレージ
		ファイルストレージ
		Wasabiオブジェクトストレージ
	ネットワークに係るもの	インターネット接続
		ロジカルネットワーク
		ファイアウォール

2021年5月26日以降		
別冊（カテゴリー）	サブカテゴリー	メニュー
クラウド/サーバー	物理サーバー	ベアメタルサーバー
	仮想サーバー	サーバーインスタンス
	プラットフォームサービス	IaaS Powerd by VMware
	仮想サーバー	イメージ管理
	ストレージ	ブロックストレージ
		ファイルストレージ
		Wasabiオブジェクトストレージ
ネットワーク	相互接続/関連サービス	クラウド/サーバー インターネット接続ゲートウェイ
	クラウド/サーバー ローカルネットワーク	ロジカルネットワーク
	クラウド/サーバー ネットワークセキュリティ	ファイアウォール

2021年5月25日以前			
別冊	メニュー等		
		ロードバランサー	
	SD-Exchangeに係るもの	コロケーション接続(CIC)	
		Enterprise Cloud 1.0接続(EIC)	
		Enterprise Cloud 2.0接続	
		Amazon Web Services接続	
		Microsoft Azure接続	
		Google Cloud Platform接続	
	専用ハイパーバイザーに係るもの	VMware Cloud Foundation	
		VMware Hybrid Cloud Extension	
		vSphere	
		Hyper-V	Hyper-V
		ゲストイメージ	Red Hat Enterprise Linux
			Red Hat Enterprise Linux Extended Lifecycle Support
			vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi

2021年5月26日以降			
別冊（カテゴリー）	サブカテゴリー	メニュー	
	クラウド/サーバー ローカルネットワーク	ロードバランサー	
	相互接続/関連サービス	クラウド/サーバー コロケーション接続	
		クラウド/サーバー Enterprise Cloud 1.0接続	
		クラウド/サーバー テナント間接続	
		クラウド/サーバー SD-Exchange Amazon Web Services接続	
		クラウド/サーバー SD-Exchange Microsoft Azure接続	
		クラウド/サーバー SD-Exchange Google Cloud Platform接続	
クラウド/サーバー	ハイパーバイザー	VMware Cloud Foundation	
		VMware Cloud Foundation	VMware Hybrid Cloud Extension
		vSphere	
		Hyper-V	
		vSphere	Red Hat Enterprise Linux
			Red Hat Enterprise Linux Extended Lifecycle Support
			vCenter Server Standard Edition for vSphere ESXi

2021年5月25日以前			
別冊	メニュー等		
			Windows Server for vSphere ESXi
			Windows Server for Hyper-V
	バックアップに係るもの	バックアップ	ローカル保管
			ダブル保管
	セキュリティ	ネットワーク型セキュリティ	Managed Firewall
			Managed UTM
			Managed WAF
		ホスト型セキュリティ	Managed Anti-Virus
			Managed Virtual Patch
			Managed Host-based Security Package
	ミドルウェアー	Hyper-V	Windows Server for Hyper-V Service
			Azure Volume Accounting
		SAP HANA	
		Oracle	
		SQL Server	
		HULFT	

2021年5月26日以降			
別冊（カテゴリー）	サブカテゴリー	メニュー	
			Windows Server for vSphere ESXi
		Hyper-V	Windows Server for Hyper-V
	バックアップ	バックアップ ローカル/ダブル保管	
ネットワーク	クラウド/サーバー ネットワークセキュリティ	Managed Firewall	
		Managed UTM	
		Managed WAF	
クラウド/サーバー	セキュリティ	Managed Anti-Virus	
		Managed Virtual Patch	
		Managed Host-based Security Package	
	ハイパーバイザー	Hyper-V	Windows Server for Hyper-V Service
			Azure Volume Accounting
	ミドルウェア/ライセンス	SAP HANA	
		Oracle	
		SQL Server	
		HULFT	

2021年5月25日以前				
別冊	メニュー等			
		Windows Server Remote Desktop Services SAL		
		Arcserve		
		データ匿名化 tasokarena		
		TIBCO Spotfire®		
		Visual Mining Studio		
	マネジメントに係るもの	モニタリング		
		モニタリングログ		
		サポート	導入支援	設計サポート
				構築サポート
			運用支援	ベーシックプラン
				アドバンスドプラン
				プレミアムプラン

2021年5月26日以降					
別冊（カテゴリー）	サブカテゴリー	メニュー			
		Windows Server Remote Desktop Services SAL			
		Arcserve Unified Data Protection			
データ利活用	加工	データ匿名化 tasokarena			
	可視化	BI/BAツール TIBCO Spotfire®			
	分析	データマイニング Visiual Mining Studio			
モニタリング/監査	リソースモニタリング	クラウド/サーバー モニタリング			
	操作ログ	クラウド/サーバー モニタリングログ			
サポート	有償サポート	Professional Support Services	クラウド	タイプ2（SDPFクラウド/サーバー）	導入支援（設計サポート）
					導入支援（構築サポート）
無償サポートとして当社のWebサイト（https://sdpf.ntt.com）に掲載されます。					
サポート	有償サポート	Professional Support Services	クラウド	タイプ2（SDPFクラウド/サーバー）	運用支援（アドバンスドプラン）
					運用支援（プレミアムプラン）

2021年5月25日以前		
別冊	メニュー等	
	プラットフォームサービスに係るもの	DNS
		FastDNS
		WebRTC Platform SkyWay
		Global Server Load Balance（Global Traffic Managemnet）
		Hybrid Cloud with Microsoft Azure
		Hybrid Cloud with GCP
		Power Systems
		Red Hat OpenShift Platform
		Next Generation iPaaS powered by Informatica
		Arcserve UDP Cloud Direct
Flexible InterConnectサービス	FICリソースに係るもの	FIC-Port
		FIC-Router
		L3-Component
		FIC-Connection
	その他接続先のもの	Enterprise Cloud 2.0接続

2021年5月26日以降				
別冊（カテゴリー）	サブカテゴリー	メニュー		
ネットワーク	インターネット/関連サービス	DNS		
		Akamai FastDNS		
クラウド/サーバー	構築/開発ツール	WebRTC Platform SkyWay		
ネットワーク	インターネット/関連サービス	Akamai Global Server Load Balance		
クラウド/サーバー	パートナークラウド	Hybrid Cloud with Microsoft Azure		
		Hybrid Cloud with GCP		
		Power Systems		
	コンテナ管理	Red Hat OpenShift Platform		
データ利活用	加工	データ統合 Next Generation iPaaS Powered by Informatica		
クラウド/サーバー	バックアップ	Arcserve UDP Cloud Direct		
ネットワーク	相互接続/関連サービス	Flexible InterConnect	FIC-Port	
			FIC-Router	
			L3-Component	
			FIC-Connection	
			FIC-Connection	SDPF Cloud/Server接続

2021年5月25日以前		
別冊	メニュー等	
		Amazon Web Services接続
		Microsoft Azure ExpressRoute接続
		Microsoft Azure Peering Service接続
		Google Cloud Platform接続
		Universal Oneサービス接続
		Wasabiオブジェクトストレージ接続
		Super OCN Flexible Connect接続
		Oracle Cloud接続
Professional Support Services	ネットワーク	
	クラウド	
	セキュリティ	
	その他	

2021年5月26日以降				
別冊（カテゴリー）	サブカテゴリー	メニュー		
				Amazon Web Services接続
				Microsoft Azure ExpressRoute接続
				Microsoft Azure Peering Service接続
				Google Cloud Platform接続
				Universal Oneサービス接続
				Wasabiオブジェクトストレージ接続
				Super OCN Flexible Connect接続
				Oracle Cloud接続
サポート	有償サポート	Professional Support Services	ネットワーク	
			クラウド	タイプ1（その他）
			セキュリティ	
			その他	

2021年5月25日以前	
別冊	メニュー等
Distributed Secure Internet GateWay	Distributed Secure Internet GateWay
Super OCN Flexible Connect	Super OCN Flexible Connect
IoT	IoT Connect Mobile Type Sサービス
	IoT Connect Gatewayサービス
Flexible Remote Access	Flexible Remote Access
Enterprise Cloud1.0サービス	Enterprise Cloud1.0サービス

2021年5月26日以降		
別冊（カテゴリー）	サブカテゴリー	メニュー
ネットワーク	インターネット/関連サービス	Distributed Secure Internet GateWay
		Super OCN Flexible Connect
IoT	IoT Connect	IoT Connect Mobile Type S
		IoT Connect Gateway
ネットワーク	リモートアクセス	Flexible Remote Access
Enterprise Cloud1.0サービス	Enterprise Cloud1.0サービス	

附則別表 2 「ECL2.0」の定義（令和 3 年 5 月 20 日付 DPS サ第 00786158 号関連）

別冊（カテゴリー）	サブカテゴリー	メニュー
データ利活用	加工	データ統合 Next Generation iPaaS Powered by Informatica
	可視化	BI/BAツール TIBCO Spotfire®
クラウド/サーバー	ハイパーバイザー	vSphere
		Hyper-V
	仮想サーバー	サーバーインスタンス
		イメージ管理
	物理サーバー	ベアメタルサーバー
	ストレージ	ブロックストレージ
		ファイルストレージ
		Wasabiオブジェクトストレージ
	セキュリティ	Managed Anti-Virus
		Managed Virtual Patch
		Managed Host-based Security Package
	ミドルウェア/ライセンス	Oracle
		SQL Server
		Arcserve Unified Data Protection
		HULFT
		Windows Server Remote Desktop Services SAL
	プラットフォームサービス	IaaS Powerd by VMware
	パートナークラウド	Power Systems
		Hybrid Cloud with Microsoft Azure
		Hybrid Cloud with GCP
		Hybrid Cloud with AWS
	バックアップ	Arcserve Cloud Direct
	構築/開発ツール	WebRTC Platform SkyWay
ネットワーク	相互接続/関連サービス	クラウド/サーバー インターネット接続ゲートウェイ
		クラウド/サーバー コロケーション接続

別冊（カテゴリー）	サブカテゴリー	メニュー
		クラウド/サーバー テナント間接続
	インターネット/関連サービス	DNS
	クラウド/サーバー ローカルネットワーク	ロジカルネットワーク
		ロードバランサー
		Managed Load Balancer
	クラウド/サーバー ネットワークセキュリティ	ファイアウォール
		Managed Firewall
		Managed UTM
		Managed WAF
		セキュリティグループ
モニタリング/監査	リソースモニタリング	クラウド/サーバー モニタリング
サポート	無償サポート	本附則別表2に記載のメニューに係るもの